

市町村合併関係資料



平成14年11月

総務省自治行政局

地方分権推進についての動き

- 平成 5年 6月 3日 地方分権の推進に関する決議（衆議院）
 6月 4日 地方分権の推進に関する決議（参議院）
- 10月27日 第三次行革審最終答申【「規制緩和」と「地方分権」に重点】
- 6年 9月26日 地方分権の推進に関する意見書（地方六団体）
- 11月22日 地方分権の推進に関する答申（第24次地方制度調査会）
- 12月25日 地方分権の推進に関する大綱方針（閣議決定）
- 7年 4月 1日 ⇒ 市町村合併特例法の改正の施行
 5月19日 地方分権推進法成立
 7月 3日 地方分権推進法施行
地方分権推進委員会発足
- 8年 3月29日 地方分権推進委員会中間報告
 12月20日 地方分権推進委員会第1次勧告
 機関委任事務制度の廃止、国の関与の新たなルール、権限委譲 等
 国庫補助負担金・税財源に関する中間取りまとめ
- 9年 7月 8日 第2次勧告
事務区分、国地方関係調整ルール、必置規制、都道府県と市町村の関係、
政治体制の整備、補助金・税財源 等
⇒ 市町村合併特例法の改正を含め、市町村合併の推進を勧告
- 9月 2日 第3次勧告 地方事務官、事務区分（駐留軍用地特措法）
- 10月 9日 第4次勧告 係争処理手続、事務区分、国の関与、権限委譲 等
- 12月24日 機関委任事務制度の廃止後における地方公共団体の事務のあり方等について
 の大綱
- 10年 5月29日 地方分権推進計画閣議決定 ⇒ 市町村合併特例法の改正項目
 11月19日 第5次勧告
- 11年 3月26日 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律案（地方
 分権一括法案）閣議決定
第2次地方分権推進計画閣議決定
- 3月29日 地方分権一括法案国会提出
- 7月 8日 地方分権一括法成立
- 7月16日 地方分権一括法公布 ⇒ 市町村合併特例法の改正部分は即日施行
- 12年 4月 1日 地方分権一括法施行
 5月12日 改正地方分権推進法成立【有効期間の1年延長】
 5月19日 改正地方分権推進法公布・施行
 8月 8日 地方分権推進委員会意見
監視活動の結果に基づく意見
- 11月27日 地方分権推進委員会市町村合併の推進についての意見
合併支援体制の整備、住民参画制度の拡充と住民投票制度の導入、合併推進
についての指針への追加、財政上の措置、旧市町村等に関する対策、情報公
開を通じた気運の醸成
⇒ 市町村合併特例法の改正項目を含めた市町村合併の推進についての意見
- 12月 1日 行政改革大綱（閣議決定）
 「地方分権の推進」の中の「市町村合併の推進」の項目において、「与党行
 財政改革推進協議会における『市町村合併後の自治体数を1000を目標とす
 る』という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進」と表現
- 13年 6月14日 地方分権推進委員会最終報告
第1次地方分権改革の回顧、監視活動の結果報告と要請、地方税財源充実確
保方策についての提言、分権改革の更なる飛躍の展望
⇒ 地方分権や市町村の合併の推進を踏まえた新たな地方自治の仕組みに関する検討
- 6月29日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令閣議決定
- 7月 2日 地方分権推進法失効
- 7月 3日 改正内閣府本府組織令・地方分権改革推進会議令公布・施行
地方分権改革推進会議発足

わが国の市町村の人口・面積の状況

(1)人口及び面積

	市町村数 (A)	人口(人) (B)	平均人口 (B)÷(A)	面積(km ²) (C)	平均面積 (C)÷(A)
市	675	91,507,425	135,567	105,952.08	156.97
町村	2,543	26,945,709	10,596	265,253.06	104.31
小計	3,218	118,453,134	36,810	371,205.14	115.35

特別区	23	8,025,538	348,936	616.62	26.81
計	3,241	126,478,672	39,025	371,821.76	114.72

(注) 1 平成14年4月1日現在の市区町村数を平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口により集計した。

2 面積は全国市町村要覧(平成13年版)による。

(2)市町村の人口段階別の数・構成比の状況

① 市

区分	1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
団体数	(0.1)	(1.8)	(8.9)	(12.4)	(10.1)	(33.6)	(18.0)	(6.0)	(6.3)	(1.8)	(1.5)	(100.0)
	1	12	60	83	68	226	121	40	42	12	10	675
累計	(0.1)	(1.9)	(10.8)	(23.1)	(33.2)	(66.7)	(84.6)	(90.5)	(96.7)	(98.5)	(100.0)	
	1	13	73	156	224	450	571	611	653	665	675	

人口3万人未満の市は73団体ある。→市全体の1割強

人口5万人未満の市は224団体ある。→市全体の約3分の1

1万人未満の市

1万人以上2万人未満の12市

歌志内市(北海道)5,910

牛深市(熊本県)18,986

土佐清水市(高知県)18,901

美祿市(山口県)18,863

西之表市(鹿児島県)18,567

豊後高田市(大分県)18,538

日光市(栃木県)17,527

両津市(新潟県)17,418

竹田市(大分県)17,415

赤平市(北海道)15,746

夕張市(北海道)14,880

三笠市(北海道)13,261

山田市(福岡県)11,935

② 町村

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満	5万人以上	合計
団体数	(2.0)	(25.9)	(32.8)	(26.9)	(7.7)	(3.5)	(1.1)	(0.0)	(100.0)
	51	659	835	684	196	89	28	1	2,543
累計	(2.0)	(27.9)	(60.8)	(87.7)	(95.4)	(98.9)	(100.0)	(100.0)	
	51	710	1,545	2,229	2,425	2,514	2,542	2,543	

5万人以上の町村

滝沢村(岩手県)51,339

人口8千人未満の町村は1,265団体ある。→町村全体の約半数

人口3万人以上の町村は118団体ある。→町村全体の約5%

③ 市町村計

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
団体数	(1.6)	(20.5)	(26.0)	(21.6)	(8.0)	(5.3)	(3.0)	(7.1)	(3.8)	(1.2)	(1.3)	(0.3)	(0.3)	(100.0)
	51	659	836	696	256	172	96	227	122	39	42	11	11	3,218
累計	(1.6)	(22.1)	(48.0)	(69.7)	(77.6)	(83.0)	(86.0)	(93.0)	(96.8)	(98.0)	(99.3)	(99.7)	(100.0)	
	51	710	1,546	2,242	2,498	2,670	2,766	2,993	3,115	3,154	3,196	3,207	3,218	

(注) 1 平成14年4月1日現在の市町村数を平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口により集計した。

2 各欄の()書は構成比(各区分毎に計算(単位未満四捨五入)しているため、合計が一致しない場合がある。)

小規模市町村関係

1. 市町村の人口の状況

3, 218市町村の約半分の1, 546市町村が人口1万を切っている。

区分	1千人未満	1千人以上 5千人未満	5千人以上 1万人未満	1万人以上 2万人未満	2万人以上 3万人未満	3万人以上 4万人未満	4万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 20万人未満	20万人以上 30万人未満	30万人以上 50万人未満	50万人以上 100万人未満	100万人以上	合計
団体数	(1.6) 51	(20.5) 659	(26.0) 836	(21.6) 696	(8.0) 256	(5.3) 172	(3.0) 96	(7.1) 227	(3.8) 122	(1.2) 39	(1.3) 42	(0.3) 11	(0.3) 11	(100.0) 3,218
累計	(1.6) 51	(22.1) 710	(48.0) 1,546	(69.7) 2,242	(77.6) 2,498	(83.0) 2,670	(86.0) 2,766	(93.0) 2,993	(96.8) 3,115	(98.0) 3,154	(99.3) 3,196	(99.7) 3,207	(100.0) 3,218	

(注) 1 平成14年4月1日現在の市町村数を平成14年3月31日現在の住民基本台帳人口により集計した。

2 各欄の()書は構成比(各区分毎に計算(単位未満四捨五入)しているため、合計が一致しない場合がある。)

2. 我が国人口の今後の推移

2030年には2005年より7.9%人口が減少。65歳以上の人口が19.9%から29.6%へ。

(千人)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総計	127,709	127,474	126,265	124,107	121,136	117,579
(2005年からの増減率)		-0.2%	-1.1%	-2.8%	-5.1%	-7.9%
若年人口(0-14)	17,727	17,074	16,197	15,095	14,085	13,233
(人口構成)	13.9%	13.4%	12.8%	12.2%	11.6%	11.3%
生産年齢人口(15-64)	84,590	81,665	77,296	74,453	72,325	69,576
(人口構成)	66.2%	64.1%	61.2%	60.0%	59.7%	59.2%
老年人口(65-)	25,392	28,735	32,772	34,559	34,726	34,770
(人口構成)	19.9%	22.5%	26.0%	27.8%	28.7%	29.6%

(出典:「日本の将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所(平成14年1月))

3. 市町村の人口の推移

このまま合併せずに推移すると、2030年には人口5千未満の市町村数が現在の710団体から1,164団体へと急増し、人口5千～5万の市町村数が大幅減少。65歳以上の人口が人口5千未満の市町村では31.8%から41.1%へ、人口5千～1万の市町村では、26.7%から36.6%へ。

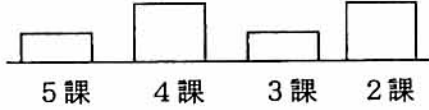
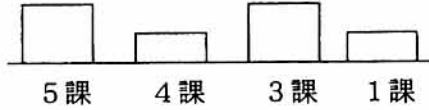
人口規模	年	構成比			団体数	2002-2030 団体数増減率
		0～14歳	15～64歳	65歳以上		
5千人未満	2002	12.3%	56.0%	31.8%	710	
	2030	10.1%	48.8%	41.1%	1,164	63.9%
5千～1万人	2002	13.6%	59.7%	26.7%	836	
	2030	10.1%	52.2%	36.6%	658	-21.9%
1万～3万人	2002	14.4%	63.4%	22.2%	952	
	2030	12.1%	56.0%	31.9%	745	-21.7%
3万～5万人	2002	15.2%	65.7%	19.2%	268	
	2030	12.9%	58.0%	29.2%	218	-18.7%
5万人以上	2002	14.6%	68.9%	16.5%	452	
	2030	12.6%	61.2%	26.2%	438	-3.1%

(注) 平成14年4月1日現在の市町村数を「人口推計」((財)統計情報研究開発センター)の推計人口を用いて集計した。

4. 小規模市町村の行政事務の執行状況

小規模市町村では、効率的な行政運営が行われにくく、専門的かつ高度なサービスを提供するために必要な人員や専門職の採用や確保が困難であり、より多様な個性ある行政施策の展開が難しくなっている。

小規模団体の組織・職員配置状況について（a町のケース（人口約3千））

課（部・係制はなし）	担当業務	備 考
総務課（12名）	①庶務・行政（8名） ②企画・財政（4名） ③税務（4名） ④選挙（2名）	①～④のうち、 3分野を兼務する職員：2名 2分野を兼務する職員：2名 ・企画担当者（2名）は、企画を含め、それぞれ7事務、22事務を担当 ・法令担当者（1名）は、法令を含め22事務を担当 ・情報化担当者（1名）は、情報化を含め22事務を担当
住民課（6名）	戸籍、住民登録、国民健康保険、国民年金、福祉医療、環境衛生	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (1名) (2名) (1名) (2名)  5課 4課 3課 2課 ・女性政策担当者（1名）は、女性政策を含め5事務を担当
保健福祉課（6名）	社会福祉、民生児童、保健予防、介護保険	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (2名) (1名)  5課 4課 3課 1課 ・介護保険担当者（2名）は、介護保険を含め、それぞれ4事務、6事務を担当
建設課（8名）	一般土木・建築・公営住宅、農林土木、水産土木、水道	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (1名) (2名) (2名)  7課 6課 3課 2課 1課
産業課（8名）	農林業、水産業、商工観光業	○担当者毎の県本庁の関係する課の数は、 (2名) (1名) (2名) (2名)  5課 4課 3課 1課 (課長は総括のみ)

A県内市町村組織構成比較表

	人口	企画	情報	法令	女性	介護
町	2,200	担当	担当	担当	担当	担当
	3,300	担当	担当	担当	担当	担当
	4,000	係	担当	担当	担当	担当
	4,200	係	担当	担当	担当	係
	4,500	係	担当	担当	担当	担当
	5,000	係	担当	担当	担当	係
	5,400	係	担当	担当	担当	係
	5,400	係	担当	担当	担当	係
	5,700	係	係	担当	担当	担当
	5,900	担当	担当	担当	担当	係
	6,100	担当	係	担当	担当	担当
	6,300	係	係	担当	担当	係
	6,800	担当	担当	担当	担当	担当
	6,900	係	担当	担当	係	
	7,300			担当	担当	担当
	8,100	係	係	担当	担当	担当
	9,000	係	担当	担当	担当	担当
	9,200	担当	担当	担当	担当	担当
	9,300	担当	担当	担当	担当	担当
	9,500	係	係	担当	担当	担当
	9,600	係	担当	担当	担当	担当
	10,700	担当	担当	担当	担当	担当
	11,000	担当	担当	担当	担当	担当
	12,000	係	係	担当	担当	担当
	13,800	担当	担当	担当	担当	担当
	15,900	係	係	担当	担当	係
	16,300	係	担当	担当	担当	担当
	16,300	係	係	担当	担当	係
	16,500	係	係	担当	係	係
村	17,700	係		担当	担当	係
	24,900	係	係	担当	担当	係
	31,500	係	担当	担当	担当	
	23,900		担当	担当	係	係
	39,200		担当	担当	係	
	53,800			担当	担当	係
	55,900	係	係	担当	係	
	67,800		係	担当	係	係
	74,000			係	担当	
	78,300	係		担当	担当	
	85,200			担当	係	係
	94,400			担当	担当	係
	94,700			担当	係	
	190,200			係		
市						

行政改革大綱（抄：市町村合併関係）
（平成12年12月1日閣議決定）

Ⅱ 地方分権の推進

（1）市町村合併の推進

ア 基本的考え方

地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。

イ 合併促進のための行財政措置の拡充

更なる気運の醸成を図るとともに、地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）等を踏まえ、平成13年度予算における財政支援、合併支援体制の整備、住民発議制度の拡充、交付税措置等財政上の措置、旧市町村等に関する対策等、合併促進のための行財政措置の充実を図り、「市町村の合併の推進についての要綱」に基づく主体的な取組を積極的に支援することにより、国、都道府県、市町村が一体となって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。

ウ 市町村合併の推進のための住民投票制度の導入

地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、自主的な市町村合併の推進において、地域住民の意思を反映させる仕組みとして住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (抄：市町村合併関係部分)

(平成13年6月26日)
閣議決定

<新世紀維新が目指すものー日本経済の再生シナリオ>

2. 構造改革のための7つの改革プログラム

(6) 地方自立・活性化プログラム (地方の潜在力の発揮)

「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進することが重要な課題である。このため、すみやかな市町村の再編を促進する。歳出の効率化を図り、受益と負担の関係を明確化すると、観点に立ち、地方財政の立て直しを行う。

「行政サービスの権限を住民に近い場に」を基本原則として、国庫補助負担金を整理合理化するとともに、国の地方に対する関与の縮小に応じて、地方交付税制度を見直す。特定の事業について、地方の負担意識を薄める仕組みを縮小するなど、制度の簡素化を行う。また、地方行財政の効率化などを前提に、地方税の充実確保により、社会資本整備・社会保障サービス等を担う主体として地方行政の基本的な財源を地方が自ら賄える形にすることが必要である。

(以下略)

第4章 個性ある地方の競争ー自立した国・地方関係の確立

3. 自立し得る自治体

自助と自律に基づく新たな国・地方の関係の実現には、まず、受け皿となる自治体の行財政基盤の拡充と自立能力の向上を促し、国に依存しなくても「自立し得る自治体」を確立しなければならない。

(1) すみやかな市町村の再編を

市町村合併や広域行政をより強力に促進し、目途を立てすみやかな市町村の再編を促す。

(2) 規模等に応じて市町村の責任を

人口数千の団体と数十万の団体が同じように行政サービスを担うという仕組みを見直し、団体規模等に応じて仕事や責任を変える仕組みをさらに検討する。(例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし、都道府県などが肩代わり等)

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(1) 自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に

事業の採否を検討する場合、地方が自らの財源を充てるのであれば、その事業に要する費用と効果を比べて事業を採択することになる。しかし、現在は、特定の事業の地方負担を交付税で措置する仕組み(地方債の償還費を後年度に交付税措置する仕組み等)と補助金の組合せによって、事業費の大半がまかなえることも多い。そのため、地方の実質的負担が少ない事業にインセンティブを与え、地方が自分で効果的な事業を選択し、効率的行っていかうという意欲を損なっている面がある。こうした地方の負担意識を薄める仕組みを縮小し、自らの選択と財源で効果的に施策を推進する方向に見直していくべきである。

また、段階補正(団体の規模に応じた交付税の配分の調整)が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである。

(2) 地方交付税を客観的基準で調整する簡素な仕組みに

地域間には、経済力・財政力に大きな差がある。したがって、上記のような見直しを行う一方、財政力の低い自治体が自主的な歳出が行えるように交付税を交付することが必要である。今後、国の関与の廃止・縮小に対応して、できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていすべきである。

「地方財政の構造改革と税源移譲について（試案）」

総務大臣 片山虎之助

平成14年5月21日
経済財政諮問会議提出資料

地方財政の現状と改革の方向

① 地方財政の健全化

- 大幅な財源不足と借入金依存、借入金残高の累増（14年度末 195兆円）
 - 経済活性化等による税收増、国・地方を通ずる歳出の抑制
 - 財源不足の縮小・借入金依存からの脱却

※ 歳出抑制のための方策

- 国の施策の見直し → 国と歩を一にした地方歳出の削減・効率化
- 市町村合併、地方行革の推進

② 地方分権時代にふさわしい歳入歳出両面での自立性の向上

- 国庫支出金、地方交付税等国からの財源への依存度大
 - 歳入中の地方税收のウェイト（12年度：35.4%）を引上げ
- 地方歳出に対し、法令基準や国庫補助負担金を通じた国の広汎な関与
 - 国の関与を廃止・縮減し、歳出面での地方の自由度を拡大



地域における受益と負担の関係の明確化により、
国・地方を合わせた歳出全体が効率化

税源移譲等の実施案

国から地方への税源移譲等により、国税：地方税＝1：1を実現
→ 地方税收と歳出規模との乖離を縮小

（現状）

最終支出と税源配分の間に大きな乖離

租税収入…国：地方＝3：2

最終支出…国：地方＝2：3



この乖離をできるだけ縮小することが必要。

- 自主財源である地方税を拡充し、国からの財源への依存度を縮減。
その際、偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の確立が必要。

1 国庫支出金から地方税への振替えの先行実施等により、地方税を拡充

- (1) 国から地方への税源移譲 (5.5兆円程度)
- 〔所得税から住民税へ (3.0兆円程度)
 - 消費税から地方消費税へ (2.5兆円程度)
- (2) 国庫支出金の縮減 (5.5兆円程度)
- 〔奨励的補助金の削減 (2.3兆円程度)
 - 経常的経費に係る国庫負担金を半減 (3.2兆円程度)

→ 国税：地方税＝約52%：約48%へ

※ 地方交付税の見直し

- ・算定の簡素化
- ・事業費補正・段階補正の見直し (14年度から実施)
- ・留保財源率の見直し

→ 地方団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向へ

<地方税における応益性の空洞化への対応>

○ 個人住民税

個人住民税所得割では、就業者のうち5人に1人が非納税義務者
→ 個人住民税における課税最低限や均等割の見直し

○ 法人事業税

約7割の法人が税負担なし
→ 法人事業税への外形標準課税の導入 (税込中立)

2 地方財政収支の改善を踏まえ地方交付税を地方税へ振替え

- 地方歳出の削減等により、地方財政収支を改善 → 特例地方債の解消
- 税収回復を踏まえて、地方交付税から地方税への振替えにより、
国税：地方税＝1：1を実現

内閣総理大臣指示（抄）

〔平成 14 年 6 月 7 日〕
第 16 回経済財政諮問会議

今月下旬に予定される、いわゆる「骨太の方針―第 2 弾（仮称）」の取りまとめに当たり、私の考えを明らかにしておきたい。

（地方行財政改革について）

地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。先ず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。具体的には、地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、私が主導し、各大臣に責任を持って検討していただき、年内を目途に結論を出したい。

これを踏まえ、国庫補助負担金（以下、補助金という）、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を今後 1 年以内を目途にとりまとめた。

この改革案においては、補助金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行なう。9 割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行なうかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する補助金の対象事業の中で引続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

さらに、現在、地方においては約 14 兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

また、改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取り組みをお願いしたい。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002（抄）

〔平成14年6月25日〕
閣 議 決 定

第4部 歳出の主要分野における構造改革

3. 国と地方

(1) 地方行財政改革については、これを強力かつ一体的に推進する必要がある。まず、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する。地方分権改革推進会議の調査審議も踏まえつつ、福祉、教育、社会資本などを含めた国庫補助負担事業の廃止・縮減について、内閣総理大臣の主導の下、各大臣が責任を持って検討し、年内を目途に結論を出す。

(2) これを踏まえ、国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。

この改革案においては、国庫補助負担金について、「改革と展望」の期間中に、数兆円規模の削減を目指す。同時に地方交付税の改革を行う。9割以上の自治体が交付団体となっている現状を大胆に是正していく必要がある。このため、この改革の中で、交付税の財源保障機能全般について見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、地方公共団体間の財政力格差を是正することはなお必要であり、それをどの程度、また、どのように行うかについて議論を進め、上記の改革案に盛り込む。これらの改革とともに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、移譲の所要額を精査の上、地方の自主財源として移譲する。

現在、地方においては約14兆円の財源不足が生じている。歳出削減や地方税の充実など様々な努力により、できるだけ早期にこれを解消し、その後は、交付税による財源保障への依存体質から脱却し、真の地方財政の自立を目指す。

(3) 改革の受け皿となる自治体の行財政基盤の強化が不可欠であり、市町村合併へのさらに積極的な取組みを促進する。

また、今後の地方行政体制のあり方について、地方分権や市町村合併の進展に応じた都道府県や市町村のあり方、団体規模等に応じた事務や責任の配分（例えば、人口30万以上の自治体には一層の仕事と責任を付与、小規模町村の場合は仕事と責任を小さくし都道府県などが肩代わり等）など、地方制度調査会における調査審議を踏まえ、幅広く検討する。

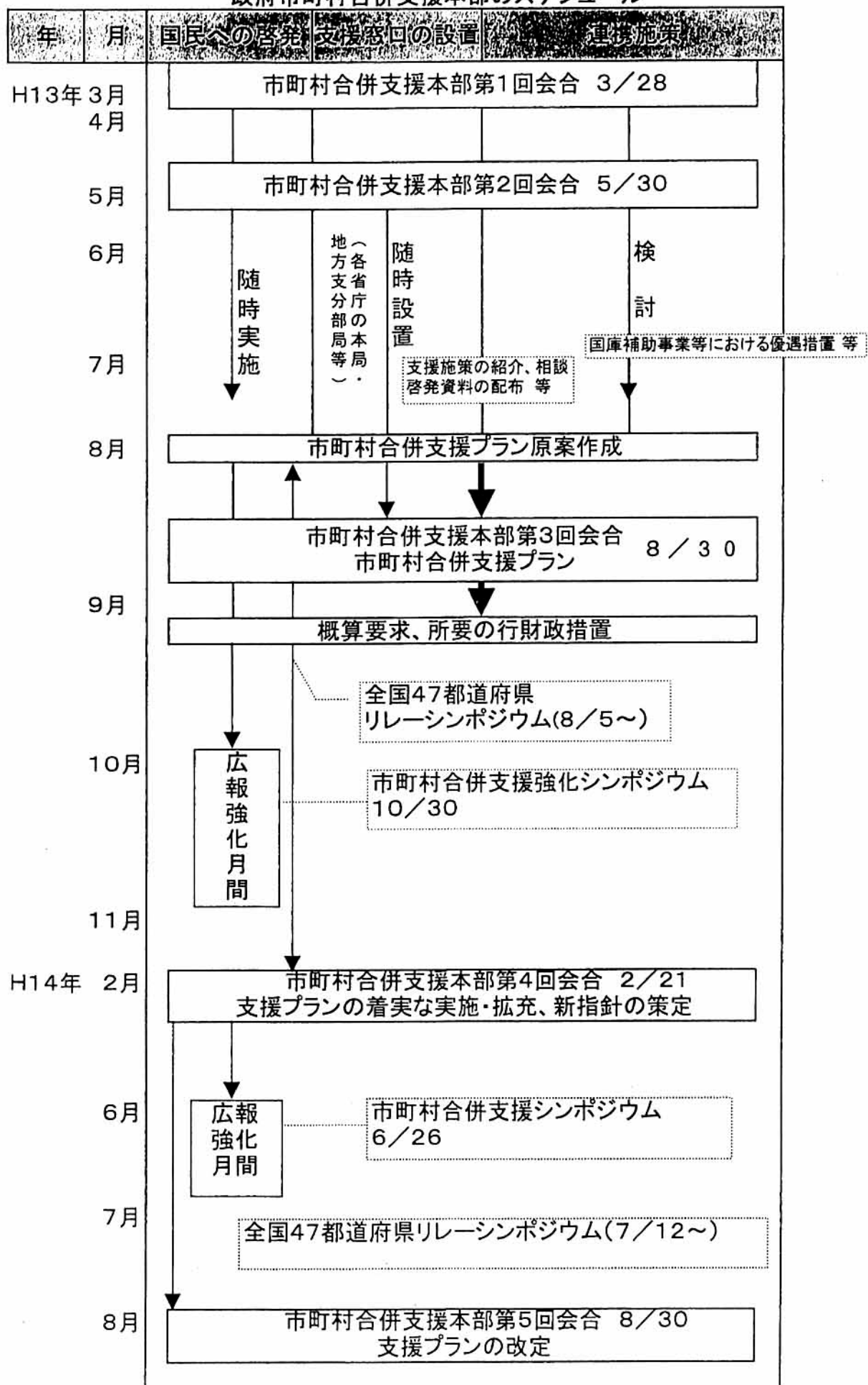
また、今後は国の関与に代わり、住民自ら地方行財政を監視できるよう、バランスシート等の作成や情報公開、電子自治体の実現など、地方行財政の透明性向上と説明責任の徹底が必要である。

市町村合併支援本部の設置について

〔平成13年3月27日〕
閣 議 決 定

- 1 地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じる財政の著しい悪化など市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化している中であって、基礎的地方公共団体である市町村の行政サービスを維持し、向上させ、また、行政としての規模の拡大や効率化を図るという観点から、地方分権推進委員会の市町村合併の推進についての意見（平成12年11月27日）を踏まえ、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図るため、内閣に市町村合併支援本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
本部長 総務大臣
副本部長 内閣官房副長官（政務）
総務副大臣
本部員 他のすべての副大臣
- 3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指定した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、総務省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 その他、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

政府市町村合併支援本部のスケジュール



市町村合併支援プランの概要

〔平成13年8月30日〕
市町村合併支援本部

第1 市町村合併支援の必要性

政府としては、地方分権の成果を生かし、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくために、行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）に則り、市町村の合併の特例に関する法律の期限である平成17年3月までに十分な成果が上げられるよう、自主的な市町村の合併を強力に促進する必要がある。

第2 支援プラン策定の方針

1 趣旨

市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）は、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部員として、3月27日の閣議決定により設置されたものであり、以後、第1回会合（3月28日）、第2回会合（5月30日）と議論を重ね、市町村合併の効果的な支援方策につき検討を進めてきたところである。

市町村合併支援プラン（以下「支援プラン」という。）は、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部の支援策等を策定したものであり、これを実施することにより、市町村の合併を促進し、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（平成13年6月26日閣議決定）に基づく「地方の個性ある活性化、まちづくり」を実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村
- (2) 平成17年3月までに合併した市町村

第3 支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策の拡充策

① 行政支援策

○ 合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入

合併協議会の設置についての住民投票制度の導入、請求代表者等の合併協議会への参加等を図る（法案を国会に提出中）。

○ 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

旧市町村における支所・出張所の機能の拡充、地域のメンバーの参加による地域審議会の活用等を図る。また、郵便局についても、住民の利便の増進等の観点から、住民票の写しの交付等の事務を取り扱うことができるようにするなど、その積極的活用を図る（法案を国会に提出中）。

○ 政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。

② 財政措置等による支援策

○ 税制上の特例措置

不均一課税をすることができる期間を3年から5年に延長し、同期間における課税免除の特例を創設するとともに、事業所税の課税団体の指定を最長5年延期できるよう特例措置を図る（法案を国会に提出中）。

○ 市町村合併推進体制整備費補助金

地方行政構造改革推進事業として、市町村合併推進体制整備費補助金の充実を図る。

○ 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路等の事業について、地方債と地方交付税による財政措置により支援を図る。

○ 公営企業に係る財政措置

合併市町村における地方公営企業について、合併に伴い特に必要な事業に要する経費に対して合併特例債を活用した支援を図る。

(2) 新たな関係省庁の連携による支援策

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備（４事業）

【主な事業】

○ 市町村合併を支援する道路整備

新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路などについて、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う等、重点的に支援する。

イ 交通の利便性確保のための条件整備（２事業）

【主な事業】

○ 地方バス補助事業

複数市町村にまたがるバス路線が補助対象となっているが、平成１３年３月３１日以降に市町村合併した場合には、補助対象外とならないよう配慮する。

ウ 市街地の整備（１事業）

【主な事業】

○ 中心市街地活性化による市街地の整備

引き続き、合併市町村については、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認める。

エ 住環境の整備（５事業）

【主な事業】

○ 合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給等について、優先採択又は重点投資を行う。

オ 公園・緑地の整備（１事業）

【主な事業】

○ 合併記念公園の整備

合併のシンボル、記念となる都市公園の整備を推進するため、都市公園事業費補助において重点的に支援する。

② 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進（２事業）

【主な事業】

○ 廃棄物処理施設整備事業

合併により必要となる１００ｔ／日以上焼却炉に対し、優先的な実施に配慮する。

イ 上水道の整備（３事業）

【主な事業】

○ 水道検査施設等整備事業

2以上の水道事業者等の連携による事業等に対する補助について、合併により1つの水道事業者となる場合においても適用対象とする。

ウ 下水道等の整備（4事業）

【主な事業】

○ 下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理を促進する。

エ 消防・防災・国土保全の推進（4事業）

【主な事業】

○ 消防防災施設等整備

合併により広域再編する場合に必要な消防施設等について、特別に配慮して支援する。

オ 情報通信の整備（2事業）

【主な事業】

○ 地域イントラネット基盤施設整備事業

合併に向けたIT面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード整備のため、重点的な支援を行う。

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 介護保険への対応（1事業）

【主な事業】

○ 介護保険広域化支援

広域連合等へのシステム統一のための経費等に対する支援策について、合併についても同様の取扱いとなるよう措置を講ずる。

イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）

【主な事業】

○ 国民健康保険の広域化支援

合併について、広域化支援策と併せて検討する。

ウ 高齢者の社会参加の促進（1事業）

【主な事業】

○ シルバー人材センター支援

市町村合併に伴うシルバー人材センターに係る国庫補助金に対して激変緩和措置を講ずる。

④ 次世代を担う教育の充実（5事業）

【主な事業】

○ 教職員定数に関する激変緩和措置

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置を講ずる。

○ 廃校の有効活用

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、自主的・主体的なまちづくりのために生涯学習施設等の公共施設として整備する際に起債措置を講ずる。

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興（13事業）

【主な事業】

○ 中山間地域総合整備事業

中山間地域において、ほ場、農道などの農業生産基盤の整備や、集落道、農村公園などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、合併を支援する。

イ 商工業の振興（５事業）

【主な事業】

○ 中心市街地活性化による商業の振興

引き続き、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認め、中心市街地の商業等の活性化と市町村合併に向けた環境整備を行う。

○ 特定産業集積活性化

基盤的技術産業集積活性化促進地域及び特定中小企業集積活性化促進地域の対象地域内と外の市町村が合併した場合に不利にならないように配慮する。

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（４事業）

【主な事業】

○ 将来構想、振興計画の策定

合併の効果を活かし地域づくりの方向性を明らかにする将来構想、振興計画の策定を促進する。

2 市町村合併支援アドバイザー制度

合併直後の市町村には、プランニングや組織づくりを行う人材やノウハウが不足しがちであるため、都道府県が指定する合併重点支援地域を対象に、関係省庁のアドバイザー制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設する。

3 市町村合併の広報・啓発

下記の方法により、各省庁が連携・協力して市町村合併の広報・啓発に一層積極的に取り組むものとする。

(1) 全国４７都道府県リレーシンポジウム

(2) 市町村合併支援強化シンポジウム

平成１３年１０月に、中間全体総括としての「市町村合併支援強化シンポジウム」を開催。

(3) 市町村合併の広報・啓発

政府広報及び各省庁による広報・啓発の実施

4 市町村合併支援窓口

各省庁が連携・協力して、本省の窓口、インターネットを活用した窓口、地方支分部局における窓口等を設置するものとする。

第４ 都道府県の取組

都道府県においては、平成１３年中のできるだけ早い時期に知事を長とする全庁的支援体制を設置し少なくとも数箇所の合併重点支援地域を指定した上で、支援プランの内容に十分留意しつつ、管内の市町村の合併に向けた取組について、全庁的に計画的かつ積極的な支援策を講ずることが望まれる。

市町村合併支援プランの改定の概要

平成14年8月30日
市町村合併支援本部

1 趣旨

- 市町村合併支援プランは、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての市町村合併支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進しようとするもの。
- 今般、現行支援プラン(平成13年8月30日市町村合併支援本部決定)及び第4回市町村合併支援本部(平成14年2月21日)で決定した方針に基づき、さらなる支援プランの拡充を行うもの。

2 改定内容

昨年からの時点修正に加え、市町村合併支援策における地方行財政上の支援策を新たに5項目を追加し、1項目を拡充する。また、関係省庁の連携による支援施策を新たに18項目を追加し、6項目を拡充する。現行57項目に新たに23項目が追加され、合計80項目となる。

(省庁別内訳)

総務省9項目(拡充3、追加6)、法務省1項目(追加1)、文部科学省2項目(拡充1、追加1)、厚生労働省2項目(拡充2項目)、農林水産省3項目(追加3)、国土交通省12(拡充1、追加11)、全省庁共通1項目(追加1)

(1) 地方行財政上の支援策における追加・拡充項目

○市町村合併が行われた場合の選挙権の特例(追加)

合併前に合併関係市町村間で住所を移したことにより、合併市町村の選挙権を有しない者について、選挙権の特例を設けることを検討する。

○都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置(拡充)

合併市町村の一体化促進のために合併推進債(充当率90%、元利償還金の50%を普通交付税措置)を充当できる整備事業の対象に、新たに街路等を追加するとともに、過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道を加える。

○合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置(追加)

複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設(原則として単独事業により整備するものを対象とするが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。)及び公用施設(法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な施設に限る。)の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当する。

○合併支援のための公債費負担の平準化措置(追加)

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金(貸し手の得べかりし利子収入)の支払に対して、一定の要件のもとで特別交付税措置を講じる。

○補助施設の他用途転用の取扱い(追加)

合併前の旧市町村が国庫補助金等の交付を受けて取得等した施設(補助施設)について、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分に可能な場合には、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情に十分考慮するものとする。

○施設の統廃合に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰り上げ償還の取扱い(追加)

合併による施設の統廃合に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮する。

(2)関係省庁の連携による支援策における主な追加・拡充項目

○市町村合併支援道路整備事業(拡充)

合併市町村の一体化を促進するため、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う道路整備事業に新たに街路を追加する。

○市町村合併支援農道等整備事業(追加)

合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道等について、短期間で整備が図られるよう重点投資を行う。

○合併に伴う都道府県道認定要件の緩和(追加)

二以上の市町村を経由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

○補助河川事業、補助ダム建設事業、補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業(追加)

実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、例えば市町村合併後の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置するなど一定の場合には、当該事業の推進等に配慮する。

○地域イントラネット基盤施設整備事業、情報通信システム整備促進事業(拡充)

合併に向けたＩＴ面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化等を目的とするハード整備や、合併により必要となる住民サービスの高度化や情報格差の是正等を目的とするソフト整備等における重点的な支援に加え、事業にあたり、合併前後において同様の取扱いとなるよう検討する。

○新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業(追加)

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、重点的な支援を行う。

○登記情報交換システムの実施(追加)

合併後商業登記を取り扱わなくなった一定の登記所においては、登記情報交換システムを導入し、商業登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付を可能とする。

○介護保険広域化支援(拡充)

システム統一のための経費等に対する広域化支援策について、合併についても同様の取扱いとなるような措置を講ずる等の広域化支援策を行うことに加え、介護保険料の設定に当たり、合併等の広域化を行う場合には不均一賦課を可能とする。

○国民健康保険の広域化支援(拡充)

市町村合併等の際の保険料平準化等を通利子貸付等により支援するため、平成16年度までに総額300億円の基金を都道府県に創設する。また、国民健康保険料の賦課に関し、5年間に限り不均一賦課を行うことを可能とする。

○公立学校施設整備(拡充)

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新增築について引き続き配慮することに加え、その補強・改築事業についても優先的に実施する。

○むらづくり維新森林・山村・都市共生事業(追加)

山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

合併推進のための地方財政措置

H14.9

I 市町村分

1 合併前

(1) 合併準備経費に対する財政措置（措置率：1／2）

- 合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付税措置

(2) 合併移行経費に対する財政措置（措置率：1／2）

- 合併関係市町村が速やかな一体性の確立を図るため、合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置

(3) 合併推進のための建設事業に対する財政措置

- 下記について合併推進債を充当（90％）し、元利償還金の50％を普通交付税措置
 - ① 合併重点支援地域において関係市町村が連絡調整して一体的実施する公共施設の整備事業（原則として単独事業が対象だが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。）
 - ② 法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な公用施設

2 合併後

(1) 普通交付税額の算定の特例（合併算定替）

- 合併後10ケ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障。さらに、その後5ケ年度は激変緩和措置

(2) 合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

- 合併後10ケ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に特例地方債（合併特例債）を充当（95％）し、元利償還金の70％を普通交付税措置

(3) 合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

- 旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し特例地方債（合併特例債）を充当（95％）し、元利償還金の70％を普通交付税措置

(4) 合併直後の臨時的経費に対する財政措置

- 普通交付税（合併補正）による包括的財政措置

- ① 基本構想等の策定・改訂、システム統一、ネットワーク整備等行政の一体化に要する経費
- ② 行政水準・住民負担水準の格差是正

(5) 市町村合併に対する新たな特別交付税措置（3年間で4億円＋ α （増加人口により割増））

- 平成17年3月までに市町村合併を行った団体について、合併年度またはその翌年度

から3ケ年にわたり特別交付税措置

(支援内容)

- ①合併を機に行うコミュニティ施設整備、総合交通計画の策定など新たなまちづくり、
- ②公共料金格差是正、③公債費負担格差是正（現行措置は吸収）、④土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要を包括的に措置

(支援規模（例）)

10万人と10万人の市町村合併で12億円程度、5万人と5万人の市町村合併で9億円程度、1万人と1万人の合併で6億円程度

(6) 合併支援のための公債費負担の平準化措置

- 合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行なう地方債の繰上償還に伴う補償金の支払いに対する特別交付税措置

Ⅱ 都道府県分

1 合併前

(1) 都道府県が行う合併推進事業に対する財政措置

- 都道府県が行う合併のための調査研究・気運醸成等に対する経費を普通交付税措置

(2) 都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

- 下記について合併推進債を充当（90%）し、元利償還金の50%を普通交付税措置

- ① 合併重点支援地域における市町村相互間の道路、街路、橋りょう等の交通基盤施設の整備事業
- ② 過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道

2 合併後

(1) 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置（措置率：1/2）

- 合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について特別交付税措置

平成14年度市町村合併をともに考える全国リレーシンポジウム 開催日程案

開催県	開催日	開催地域（会場名）
北海道	9月3日(火)	虻田郡倶知安町(倶知安文化福祉センター)
青森県	10月6日(日)	青森市(ホテル青森)
岩手県	8月26日(月)	一関市(ペリーノホテル一関)
宮城県	7月20日(土)	気仙沼市(ホテル観洋)
秋田県	9月14日(土)	大館市(秋北ホテル)
山形県	11月18日(月)	新庄市(新庄市民プラザ)
福島県	9月1日(日)	二本松市(二本松市民会館)
茨城県	9月1日(日)	常陸太田市(常陸太田市民交流センター)
栃木県	9月8日(日)	日光市(日光市総合会館)
群馬県	9月16日(月)	高崎市(高崎市文化会館)
埼玉県	7月12日(金)	春日部市(春日部市民文化会館)
千葉県	9月16日(月)	印西市(東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス)
東京都	10月23日(水)	立川市(立川グランドホテル)
神奈川県	11月23日(土)	相模原市(杜のホールはしもと)
新潟県	11月3日(日)	上越市(上越市厚生南会館)
富山県	8月4日(日)	富山市(富山電気ビル)
石川県	11月10日(日)	能美郡根上町(根上町総合文化会館)
福井県	8月4日(日)	南条郡南条町(南条文化会館)
山梨県	7月13日(土)	都留市(都留市うぐいすホール)
長野県	9月7日(土)	岡谷市(岡谷市文化会館)
岐阜県	9月8日(日)	岐阜市(岐阜県民文化ホール)
静岡県	9月28日(土)	田方郡修善寺町(修善寺町生きいきプラザ)
愛知県	9月21日(土)	名古屋市(名古屋市公会堂)
三重県	9月21日(土)	津市(三重県総合文化センター)
滋賀県	11月23日(土)	彦根市(ひこね燦ばれす)
京都府	8月31日(土)	相楽郡精華町(けいはんなプラザ)
大阪府	9月8日(日)	泉佐野市(りんくうゲートタワービル)
兵庫県	8月24日(土)	朝来郡和田山町(和田山町文化会館)
奈良県	9月7日(土)	宇陀郡大宇陀町(大宇陀町文化会館)
和歌山県	8月3日(土)	御坊市(御坊市民文化会館)
鳥取県	9月7日(土)	鳥取市(県民ふれあい会館)
島根県	8月18日(日)	益田市(石西県民文化会館)
岡山県	9月28日(土)	赤磐郡熊山町(くまやまふれあいセンター)
広島県	10月27日(日)	東広島市(東広島市中央公民館)
山口県	9月14日(土)	下関市(海峡メッセ下関)
徳島県	8月25日(日)	美馬郡脇町(うだつアリーナ)
香川県	9月21日(土)	丸亀市(丸亀市民会館)
愛媛県	11月4日(月)	伊予市(ウエルサンピア伊予)
高知県	12月8日(日)	高岡郡佐川町(桜座ホール)
福岡県	9月7日(土)	八女市(八女市町村会館)
佐賀県	8月31日(土)	鳥栖市(JAグリーンパレス)
長崎県	10月28日(月)	佐世保市(アルカスSASEBO)
熊本県	11月16日(土)	阿蘇郡阿蘇町(町立体育館)
大分県	10月12日(土)	日田市(日田市民会館)
宮崎県	7月21日(日)	都城市(都城圏域地場産業振興センター)
鹿児島県	8月10日(土)	日置郡伊集院町(伊集院町文化会館)
沖縄県	8月31日(土)	中頭郡中城村(吉の浦会館)

『市町村の合併の推進についての要綱』を踏まえた 今後の取組（指針）」のポイント

平成13年3月19日
総務省自治行政局

1. 指針の位置付け

「市町村の合併のパターン」などを内容とした「市町村の合併の推進についての要綱」策定後の都道府県及び市町村における市町村合併に向けた取組について具体的に要請したもの。

2. 指針のポイント

- 都道府県における市町村合併支援本部の設置
 - ・ 都道府県において、平成13年中のできるだけ早い時期に、知事を長とする全庁的支援体制を設置
 - ・ 支庁長、地方事務所長等を長とする支部組織
 - ・ 毎年度の具体的な取組内容をあらかじめ公表
- 合併重点支援地域の指定及び支援
 - ・ 都道府県が、平成13年中のできるだけ早い時期に、以下に例示するような地域の中から少なくとも数箇所を、あらかじめ関係市町村の意見を聴き、合併重点支援地域として指定（合併の気運や熟度に応じて順次追加）
 - ア 地域住民の間で合併に向けての気運が盛り上がっている地域
 - イ 合併協議会又は市町村合併特例法に基づかない任意の協議会等が設置されている地域
 - ウ 関係市町村で合併に向けた取組がなされており、地域内の一部の市町村から都道府県に対して要請がなされた地域
 - エ その他地域の実情にかんがみ、合併についての支援策を強化することが適当であると考えられる地域
 - ・ 進捗状況に応じ、逐次合併協議会の設置、合併の具体的な議論の深化
 - ・ 市町村合併支援本部を活用した支援策の強化
- 合併協議会の設置についての勧告
 - ・ 合併重点支援地域に指定後、1年以内に合併協議会が設置されない場合において、必要に応じて、都道府県知事は、合併協議会の設置についての勧告を行うことを検討

市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（指針） ポイント

平成14年3月29日
総務省自治行政局

1. 指針の位置付け

急速な進展を見せている市町村合併の動きに応じ、全国各地の合併の議論が迅速かつ着実に行われるよう、都道府県及び市町村に対し、合併推進のための一層の取組を要請したもの。

市町村合併特例法の期限は平成17年3月31日であと3年となり、できるだけ早期に法定の合併協議会を設置することが望まれる。この意味で、平成14年度は正念場であり、大事な一年と位置付けられる。

2. 指針のポイント

（1）都道府県による市町村合併支援策

○ 合併重点支援地域の指定の一層の拡大

- ・ 指定のない都道府県は少なくとも数箇所の指定を早急に実施
- ・ 既に数箇所指定している都道府県も含め、指定を一層拡大
- ・ 都道府県全域のできるだけ多くの地域について平成14年度中の早い時期に指定
- ・ 指定地域においては、速やかに平成14年度末までに法定の合併協議会の設置を期待

○ 都道府県支援本部支援プランの策定及び拡充

- ・ 平成14年度前半までに、合併重点支援地域を対象とし、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表

（2）市町村の自主的・主体的な取組

○ 市町村の取組状況の公表

- ・ 市町村における合併の必要性について積極的な検討を行い、その内容を住民にわかりやすく公表

○ 合併前の事業実施

- ・ 合併重点支援地域の指定を受けた市町村における合併前の公共施設の整備事業について合併特例事業の活用を期待

（3）国による市町村合併の推進のための支援措置

○ 市町村合併支援プラン及び合併特例事業

- ・ 総務大臣を本部長、副大臣を本部員とする「市町村合併支援本部」を設置、「市町村合併支援プラン」を決定し、これに基づき予算措置
- ・ 市町村事業の合併前事業及び都道府県事業について、合併重点支援地域を対象として支援する合併特例事業を創設

○ 広報啓発・情報提供事業

- ・ 全国47都道府県の合併の気運を醸成すべき地域等において全国リレーシンポジウムを実施
- ・ 平成14年6月を「市町村合併広報強化月間」とし、「市町村合併支援強化シンポジウム」の開催等、集中的な取組を実施

市町村の合併の推進についての要綱作成状況

要綱における合併パターンは、あくまでも市町村の合併の検討の際の参考や目安であって、関係市町村の自主的・主体的な判断により行われる合併に向けての取組に直ちに結び付くものではない。

都道府県	市町村数 A	最 多			最 少			要綱公表年月日
		市町村数 B	減少数 A - B	B / A (%)	市町村数 C	減少数 A - C	C / A (%)	
北海道	212	122	90	57.5	72	140	34.0	平成12年 9月 6日
青森県	67	11	56	16.4	11	56	16.4	平成12年10月30日
岩手県	59	28	31	47.5	19	40	32.2	平成12年 5月22日
宮城県	71	17	54	23.9	17	54	23.9	平成12年 4月20日
秋田県	69	22	47	31.9	11	58	15.9	平成12年 6月15日
山形県	44	27	17	61.4	8	36	18.2	平成12年11月24日
福島県	90	40	50	44.4	12	78	13.3	平成13年 3月30日
茨城県	85	29	56	34.1	17	68	20.0	平成12年12月28日
栃木県	49	21	28	42.9	12	37	24.5	平成13年 1月12日
群馬県	70	12	58	17.1	10	60	14.3	平成13年 4月 9日
埼玉県	92	38	54	41.3	26	66	28.3	平成13年 3月27日
千葉県	80	28	52	35.0	23	57	28.8	平成12年12月18日
東京都	40	21	19	52.5	15	25	37.5	平成13年 1月18日
神奈川県	37	22	15	59.5	10	27	27.0	平成13年 3月29日
新潟県	111	21	90	18.9	21	90	18.9	平成13年 2月13日
富山県	35	9	26	25.7	4	31	11.4	平成13年 3月30日
石川県	41	22	19	53.7	10	31	24.4	平成13年 2月23日
福井県	35	12	23	34.3	7	28	20.0	平成12年12月25日
山梨県	64	21	43	32.8	10	54	15.6	平成12年 3月28日
長野県	120	85	35	70.8	10	110	8.3	平成12年12月27日
岐阜県	99	22	77	22.2	5	94	5.1	平成13年 3月27日
静岡県	74	24	50	32.4	16	58	21.6	平成12年11月29日
愛知県	88	36	52	40.9	15	73	17.0	平成12年12月 1日
三重県	69	16	53	23.2	10	59	14.5	平成12年12月25日
滋賀県	50	20	30	40.0	7	43	14.0	平成12年12月15日
京都府	44	15	29	34.1	9	35	20.5	平成13年 3月23日
大阪府	44	22	22	50.0	14	30	31.8	平成12年12月 8日
兵庫県	88	58	30	65.9	10	78	11.4	平成13年 1月19日
奈良県	47	17	30	36.2	9	38	19.1	平成12年12月27日
和歌山県	50	17	33	34.0	9	41	18.0	平成13年 1月19日
鳥取県	39	12	27	30.8	3	36	7.7	平成12年12月15日
島根県	59	15	44	25.4	11	48	18.6	平成13年 3月28日
岡山県	78	19	59	24.4	19	59	24.4	平成13年 3月23日
広島県	86	21	65	24.4	15	71	17.4	平成12年11月 8日
山口県	56	21	35	37.5	8	48	14.3	平成12年12月11日
徳島県	50	16	34	32.0	9	41	18.0	平成11年12月 7日
香川県	43	12	31	27.9	6	37	14.0	平成12年 4月10日
愛媛県	70	11	59	15.7	11	59	15.7	平成13年 2月28日
高知県	53	12	41	22.6	8	45	15.1	平成13年 2月23日
福岡県	97	20	77	20.6	20	77	20.6	平成12年12月15日
佐賀県	49	13	36	26.5	9	40	18.4	平成12年 7月26日
長崎県	79	13	66	16.5	13	66	16.5	平成12年 8月21日
熊本県	94	21	73	22.3	20	74	21.3	平成12年 3月16日
大分県	58	14	44	24.1	14	44	24.1	平成12年12月15日
宮崎県	44	22	22	50.0	8	36	18.2	平成12年12月28日
鹿児島県	96	27	69	28.1	12	84	12.5	平成12年12月22日
沖縄県	53	16	37	30.2	7	46	13.2	平成13年 3月26日
計	3,228	1,140	2,088	35.3	622	2,606	19.3	

注1：市町村数は、要綱策定時の数である（現在の市町村数は3,217）。

注2：東京都については、特別区を除いた数である。

注3：最多・最少の市町村数については、総務省においてとりまとめたものである。

市町村合併支援本部の設置状況

H14. 11. 5現在

都道府県	名 称	設 置 日
北海道	北海道市町村合併支援本部	H13. 10. 10
青森県	青森県市町村合併推進本部	H13. 5. 22
岩手県	岩手県市町村合併推進支援本部	H13. 6. 8
宮城県	宮城県市町村合併推進本部	H13. 9. 10
秋田県	秋田県市町村合併支援本部	H13. 7. 9
山形県	山形県市町村合併支援本部	H13. 4. 3
福島県	福島県広域行政推進連絡会議	H13. 11. 16
茨城県	茨城県市町村合併推進本部	H13. 2. 8
栃木県	栃木県市町村合併支援本部	H13. 8. 27
群馬県	群馬県市町村合併支援本部	H14. 1. 21
埼玉県	埼玉県市町村合併支援推進会議	H13. 10. 18
千葉県	千葉県市町村合併支援本部	H13. 7. 9
東京都	東京都市町村合併支援本部	H13. 12. 27
神奈川県	神奈川県市町村合併支援会議	H13. 7. 17
新潟県	新潟県市町村合併支援本部	H13. 6. 6
富山県	富山県市町村合併支援本部	H14. 7. 22
石川県	石川県市町村合併支援本部	H13. 6. 8
福井県	福井県市町村合併支援本部	H13. 6. 7
山梨県	山梨県市町村合併推進本部	H13. 4. 12
長野県	21世紀を拓く市町村合併支援本部	H13. 6. 18
岐阜県	岐阜県市町村合併支援本部	H13. 4. 1
静岡県	静岡県市町村合併支援本部	H13. 9. 21
愛知県	愛知県市町村合併支援本部	H13. 4. 16
三重県	三重県市町村合併支援本部	H13. 5. 10
滋賀県	滋賀県市町村合併推進支援本部	H13. 2. 19
京都府	京都府市町村行政改革支援会議	H13. 10. 5
大阪府	大阪府市町村合併支援本部	H13. 7. 10
兵庫県	市町経営のあり方検討支援本部	H13. 10. 12
奈良県	奈良県市町村合併支援本部	H13. 5. 16
和歌山県	和歌山県市町村合併支援本部	H13. 7. 16
鳥取県	鳥取県市町村合併支援会議	H13. 10. 10
島根県	島根県市町村合併支援会議	H13. 4. 13
岡山県	岡山県市町村合併支援本部	H13. 9. 3
広島県	広島県市町村合併推進本部	H12. 9. 18
山口県	山口県市町村合併推進本部	H12. 12. 11
徳島県	徳島県市町村合併支援本部	H13. 4. 23
香川県	香川県市町村合併支援本部	H13. 9. 10
愛媛県	愛媛県市町村合併推進本部	H13. 4. 1
高知県	高知県市町村合併支援本部	H14. 5. 21
福岡県	福岡県市町村合併支援本部	H13. 6. 5
佐賀県	佐賀県市町村合併推進本部	H13. 5. 7
長崎県	長崎県市町村合併推進本部	H12. 8. 30
熊本県	熊本県市町村合併推進本部	H12. 12. 12
大分県	大分県市町村合併支援本部	H13. 6. 4
宮崎県	宮崎県市町村合併支援本部	H13. 5. 21
鹿児島県	鹿児島県市町村合併支援本部	H13. 5. 29
沖縄県	沖縄県市町村合併支援本部	H13. 5. 1

計 47都道府県

合併重点支援地域の指定状況

H14. 11. 18現在

都道府県	市町村	指定状況
北海道		
青森県	①五戸町、倉石村、新郷村 ②八戸市、田子町、名川町、南部町、陸上町、福地村、南郷村 ③七戸町、上北町、東北町、天間林村 ④金木町、中里町、市瀬村、小泊村	H14. 3. 27 H14. 6. 10 H13. 9. 10 H14. 9. 17
岩手県	①大船渡市、三陸町	H14. 3. 20
宮城県	①中野田町、小野田町、宮崎町、色麻町 ②迫町、登米町、東和町、中田町、登米町、米山町、石巻町、南万町	H14. 11. 1 H14. 11. 5 H14. 11. 6
秋田県	①仁賀保町、金浦町、金浦町 ②本荘市、矢島町、岩崎町、由利町、西目町、島崎町、黒田町、大内町 ③大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町 ④六郷町、千畑町、仙北村	H14. 7. 31 H14. 8. 27
山形県	①鶴岡市、立川町、余目町、最上町、羽黒町、柳沢町、三川町、朝日村、湯瀬町 ②酒田市、立川町、余目町、最上町、八幡町、松山町、平田町	
福島県		
茨城県	①つくば市、笠崎町 ②取手市、藤代町 ③常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村 ④鹿嶋市、北浦町	H13. 8. 2 H14. 10. 1
栃木県	①佐野市、田沼町、葛生町	H14. 1. 9
群馬県	①万場町、中里村 ②前橋市、大胡町、宮城村、粕川村	H14. 1. 21 H14. 11. 5
埼玉県		
千葉県	①野田市、関宿町 ②鎌山市、鴨川市、富津市、富山町、飯沼町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町、天津小湊町 ③勝浦市、大多喜町、夷隅町、御宿町、太田町、岬町 ④旭市、海上町、飯岡町、千瀬町 ⑤東金市、大網白根町、九十九里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町	H13. 11. 26 H14. 3. 25 H14. 6. 10 H14. 8. 26 H14. 10. 28
東京都		
神奈川県	①藤之内町、小田町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村 ②西津井市、相川町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小本町、羽茂町、赤泊村 (H14. 10. 31佐和田町解除) ③安田町、京ヶ瀬村、水原町、笹井村 ④新井町、豊浦町	H13. 9. 18 H14. 1. 24 H14. 4. 1 H14. 6. 17
富山県		
石川県	①高松町、七塚町、宇ノ気町 ②七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町	H14. 3. 26
福井県	①芦原町、金津町 ②南条町、今庄町、河野村	H14. 9. 24 H14. 11. 11
山梨県	①八田町、白根町、芦安村、若草町、機形町、甲西町 ②南都町、高沢町 ③富士町、敷島町、双葉町 ④下都町、中富町、身延町 ⑤河口湖町、勝山村、足和田村、上九一色村 ⑥明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村	H13. 10. 12 H14. 2. 27 H14. 4. 11 H14. 7. 25 H14. 8. 23
長野県	①東塩市、戸倉町、上山町 ②松本市、四賀村 ③北本市、坂北村、麻績村、坂井村 ④木曽福島町、上松町、木祖村、日蔵村、蘭田村、三岳村、王滝村 ⑤塩尻市、横川村 ⑥佐久市、臼田町、浅科村、軽代田町 ⑦重信町、北軽井沢町 ⑧高森町、伊豆長村、美山町 ⑨本巣町、真正町、赤黄町、根尾村 ⑩八幡町、大和町、白鳥町、高麗村、美並村、明宝村、和良村 ⑪横濱町、奥南町、北方町 ⑫多治見市、瑞浪市、土岐市、笠原町 ⑬穂北町、奥南町 ⑭海津町、平田町、南濃町 ⑮萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬場村 ⑯古川町、河合村、宮川村、神岡町	H13. 10. 25 H14. 6. 18 H14. 8. 9 H14. 8. 30 H14. 9. 30 H13. 8. 22 H14. 4. 17 H14. 5. 9指定・H14. 9. 24解除 H14. 7. 8 H14. 9. 27 H14. 10. 2 H14. 11. 5 H14. 11. 18
静岡県	①静岡市、清水市 ②磐田市、濱田町、豊津町、豊田町、豊岡町 ③田原町、赤羽根町、湯島町	H13. 9. 21 H14. 1. 28 H13. 9. 14指定・H14. 10. 31解除
愛知県	①豊川市、豊田町、一宮町、小坂井町、御津町 ②上野市、伊賀町、鳥ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町 ③北勢町、鳥羽町、大安町、東員町、藤原町 ④浜島町、大津町、阿久根町、志保町 (H14. 1. 9追加指定) ⑤桑名市、多度町、扶桑町、美濃町、東員町 ⑥津市、久居町、河津町、茶臼山町、美濃町、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、幡豆町、美杉村 ⑦松阪市、幡豆町、三島町、飯沼町、飯高町 ⑧伊勢市、二見町、小浜町、御園町 ⑨安土町、五ヶ丘町、能登川町 ⑩水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町 ⑪守山市、中津町、野洲町 ⑫彦根市、豊郷町、甲良町、多賀町 ⑬石巻町、甲西町 ⑭長浜市、近江町、津井町、虎御町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西濃井町 ⑮マキノ町、今津町、安曇川町、高島町、乾畑町	H14. 2. 20 H13. 5. 28 H13. 10. 25 H13. 11. 21 H14. 3. 19 H14. 4. 25 H14. 5. 16 H14. 8. 21 H13. 10. 2 H13. 12. 25 H14. 1. 8 H14. 5. 28 H14. 9. 3 H14. 11. 5
京都府	①嵯峨町、大宮町、網野町、丹波町、弥生町、久美浜町 ②宮津市、加悦町、岩瀬町、伊根町、野田川町	H14. 2. 4 H14. 10. 19
大阪府	①東田林市、太子町、河内町、千早赤阪村 ②柏原町、水上市、青垣町、春日町、山南町、市島町 ③綾町、西淡町、三原町、南淡町 ④八尾町、東父町、大東町、関宮町 ⑤生野町、柏田町、山崎町、朝来町 ⑥村岡町、浜坂町、美万里町、湯里町、香住町	H14. 4. 9 H13. 10. 12 H14. 5. 7 H14. 8. 5 H14. 9. 17 H14. 10. 21
奈良県	①大宇陀町、菟田野町、橘原町、富生村、寶原村、御杖村 ②吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、上北山村、東吉野村 ③新庄町、当麻町	H13. 11. 29 H13. 12. 21 H14. 3. 1
和歌山県	①打田町、粉河町、那賀町、橋山町、貴志川町、岩出町 ②田辺市、龍神村、南都川村、南都町、白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町、すさみ町、※本宮町 (H14. 10. 30追加指定) ③有田町、湯浅町、広川町、吉備町、金屋町、清水町 ④橋本町、かつらぎ町、高野町、九度山町、高野町、花園村 ⑤串本町、古座町、古座川町	H13. 12. 27 H14. 8. 1 H14. 10. 30 H13. 10. 10 H14. 10. 1
鳥取県	①羽合町、泊村、東郷町 ②倉吉市、三朝町、関金町、北条町、大栄町 ③鳥取市、国府町、堀江町、河原町、鹿野町	H14. 11. 15
島根県	①安来市、広瀬町、伯太町 ②羽須美村、瑞穂町、石見町 ③西郷町、布施村、五箇村、都万村 ④松江市、鹿島町、島根町、美保関町、東出雲町、八雲村、玉湯町、大東町、八束町 ⑤大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村、掛合町 ⑥津和野町、津和野町 ⑦川本町、邑智町、大和村 ⑧大田市、湯津町、仁摩町 ⑨出雲市、平田市、柴川町、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町 ⑩松江市、美郷町、匹見町 ⑪牛久保町、島久町、長船町 ⑫高梁市、有漢町、賀陽町、北原町、成羽町、川上町、備中町 ⑬新見市、大佐町、神郷町、賀多町、賀西町	H14. 2. 18 H14. 3. 5 H14. 3. 6 H14. 5. 9 H14. 10. 7 H14. 10. 9 H14. 10. 16 H14. 3. 28 H14. 7. 15 H14. 10. 11
岡山県	①江田島町、能美町、沖美町、大橋町 ②大崎町、東野町、木江町 ③油木町、神石町、豊松村、神石郡三和町	

都道府県	市町村	人口
広島県	④呉市、下瀬町	H13. 11. 26
	⑤呉市、川尻町	
	⑥呉市、安浦町	
	⑦呉市、音戸町、倉橋町	
	⑧廿日市市、佐伯町、宮和町	
	⑨吉田町、八千代町、美土屋町、高宮町、甲田町、向原町	
	⑩三次市、若田村、布野村、作木村、吉倉町、三良坂町、双三郡三和町、※甲奴町(H14.2.6追加指定)	
	⑪庄原市、西城町、口和町、高野町、比和町、純候町	
	⑫広島市、豊後町	
	⑬広島市、世羅町、世羅西町	H14. 1. 18
	⑭福山市、内海町	
	⑮福山市、新市町	
	⑯呉市、豊町	
	⑰呉市、瀬川町	
	⑱府中市、上下町	
	⑲尾道市、柳井町、向島町	
	⑳加計町、戸河内町、簡賀村	
	21基北町、大朝町、千代田町、豊平町	
	22三原市、本郷町、久井町	
	23広島市、海田町	H14. 2. 22
	24東広島市、黒瀬町、福宜町、豊栄町、大和町、河内町、安芸津町	
山口県	①徳山市、下松市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	
	②久美町、大島町、喜和町、横町	
	③長門市、三隅町、日置町、油谷町	
	④萩市、川上村、阿武町、むつみ村、須佐町、旭村、福栄村	
	⑤柳井市、大島町、上関町、田布施町、平生町	
徳島県	①鳴島町、川島町、山川町、美郷村	H13. 9. 10
	②相生町、上那賀町、木沢村、木原村	
	③小松島市、勝浦町、上勝町、那賀川町、羽ノ浦町	
	④海陽町、海部町、安徳町	
香川県	①引田町、白鳥町、大内町	H14. 10. 21
	②津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	
	③観音寺市、山本町、大野原町、豊中町、豊浜町、財田町	
愛媛県	①川之江市、伊予三島市、新宮村、土居町	H13. 11. 19
	②内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	
	③明浜町、宇和町、野村町、城川町、三越町	
	④久万町、面河村、美川村、柳谷村	
	⑤新居浜市、別子山村	H14. 4. 1
	⑥魚島村、月形町、生名村、岩城村	
	⑦宇和島市、吉田町、三間町、津島町	
	⑧広見町、松野町、日吉村	
	⑨西条市、東予市、小松町、丹原町	H14. 8. 6
	⑩喜多町、川内町	
	⑪今治市、朝倉村、玉川町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、宮窪町、伯方町、上蒲町、大三島町、関前村	
	⑫内子町、五十崎町	
	⑬八幡浜市、保内町	H14. 11. 14
	⑭伊方町、瀬戸町	
	⑮大洲市、長浜町、藤川町、河辺村	
高知県		
福岡県	①宗像市、玄海町	H14. 1. 29
	②田川市、川崎町	
佐賀県	①唐津市、浜玉町、七山村、厳木町、相知町、北波多村、肥前町、玄海町、鎮西町、呼子町	H13. 11. 8
	②佐賀市、多久市、糟谷町、川崎町、東与賀町、久保田町、大和町、富士町、神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村、脊振村、三瀬村、小城町、三日月町、生津町、芦刈村	H14. 1. 4
	③北方町、大町町、江北町、白石町、横富町、有明町	H14. 4. 1
	④武雄市、鹿島市、山内町、太良町、塩田町、橘野町	H14. 8. 1
	⑤伊万里市、有田町、西有田町	H14. 8. 16
	⑥鳥栖市、中原町、北茂安町、三堤町	H14. 11. 1
長崎県	①福江市、富江町、玉之浦町、三井楽町、鞍瀬町、奈留町	H13. 9. 12
	②若松市、上五島町、新島町、有川町、奈良尾町	
	③壱ノ浦町、勝本町、芦辺町、石田町	
	④厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町	H14. 4. 1
	⑤諫早市、島山村、厳島町、高来町、小長井町、※多良見町(H14.7.1追加指定)	
	⑥杵築町、杵築町、千々石町、※国見町、※瑞穂町(H14.7.8追加指定)	
	⑦島原市、有明町、西有明町、有家町、布津町、深江町	H14. 7. 1
	⑧松浦市、福島町、鹿島町、江迎町、鹿町町、※田平町(H14.10.2追加指定)	H14. 8. 9
	⑨長崎市、警保町、伊予島町、高島町、野母崎町、外海町	H14. 10. 2
熊本県	①上村、免田町、岡原町、須恵村、深田村	H13. 10. 17
	②大矢野町、松島町、始戸町、龍ヶ岳町	
	③本渡市、生深市、有明町、御所浦町、倉岳町、橋本町、新和町、五和町、天草町、河浦町(H14.10.4新和町解除)	
	④三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町	
	⑤中央町、碓氷町	H14. 1. 25
	⑥宇土市、富合町	
	⑦八代市、坂本村、千丁町、鶴町、電北町、宮原町、東陽村、泉村	
	⑧玉名市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、蜀水町、三加和町、南関町、※長洲町(H14.5.29追加指定)	
	⑨田浦町、芦北町	H14. 7. 1
	⑩菊陽町、合志町、西合志町	
	⑪一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村	
	⑫山鹿市、鹿北町、菊池町、鹿本町、鹿央町	
	⑬白木村、久木野村、長瀬村	H14. 8. 1
	⑭佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、重川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	H14. 8. 20
大分県	①佐伯市、上浦町、弥生町、本匠村、宇目町、重川村、鶴見町、米水津村、蒲江町	H14. 10. 10
宮崎県	②豊後高田市、真玉町、香々地町	H13. 7. 27
	③高鍋町、木城町、川南町、※都農町(H14.10.1追加指定)	H14. 7. 26
	④南郷町、西郷村、北郷村、龍郷町、椎葉村	H14. 6. 7
	⑤椎葉市、豊入町、山川町、龍郷町、龍岡町	H14. 10. 1
鹿児島県	⑥枕崎市、坊津町、知覧町、川辺町、龍郷町	H14. 4. 12
	⑦枕崎市、坊津町、知覧町、川辺町、龍郷町	
	⑧上屋久町、屋久町	
	⑨西之表市、中種子町、南種子町	
	⑩市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、金峰町	
沖縄県	⑪川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上飯村、下飯村、鹿島村	H14. 4. 30
	⑫宮之城町、鶴田町、薩摩町	
	⑬真志川市、仲里村	
沖縄県	⑭真志川市、与那城町、勝連町	H14. 8. 12
	⑮平良市、下地町、伊良部町、城辺町、上野村、多良間町	
	⑯平良市、下地町、伊良部町、城辺町、上野村、多良間町	

計 40府県・198地域・884市町村

「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」（昭和40年法律第6号）の概要
(平成17年3月31日までに行われた市町村の合併について適用)

1 **趣旨**（第1条）

市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資することを目的とする。

2 **合併協議会**（第3条）

合併をしようとする市町村は、合併の是非を含め、市町村建設計画の作成やその他合併に関する協議を行うための協議会を設置する。

合併協議会の会長及び委員は、関係市町村の議会の議員、長、その他の職員、学識経験者の中から選任する。このほか、委員については、請求代表者又は同一請求代表者を加えることができる。

3 **住民発議制度**（第4条、第4条の2）

有権者の50分の1以上の者の署名をもって、市町村長に対して、合併協議会の設置の請求を行うことができる。

全ての関係市町村で同一内容の請求が行われた場合には、全ての関係市町村長は、合併協議会設置協議について、議会にその意見を付して付議しなければならない。

合併協議会設置協議についての議会審議においては、請求代表者又は同一請求代表者は意見を述べる機会を与えられなければならない。

議会の審議において合併協議会設置協議が否決された場合において、市町村長による請求又はこれがなかった場合における有権者の6分の1以上の署名による請求により、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。有効投票総数の過半数の賛成があったときは、議会の議決があったものとみなす。

4 **市町村建設計画**（第5条）

合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、合併市町村、都道府県が実施する事業等を内容とする計画を作成する。

また、合併市町村は、あらかじめ都道府県知事に協議し、議会の議決を経て、計画を変更することができる。

なお、住民発議により設置された合併協議会においては、市町村建設計画の作成等の状況を、合併協議会の設置の日から6ヶ月以内に請求代表者に通知するとともに、公表しなければならない。

5 **市となるべき要件の特例**（第5条の2、第5条の3、附則第2条の2）

平成16年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための要件を、人口3万以上とするとともに、連たん要件等の人口以外の要件を不要とする。

平成16年4月1日から平成17年3月31日までに、合併する場合に限り、市制施行のための人口に関する要件は、4万以上とする（連たん要件等の人口以外の要件は必要）。

なお、市の全域を含む区域をもって平成17年3月31日までに行われる新設合併にあっては、市制施行のための要件をいずれか備えていない場合でも備えているものとみなす。

6 **地域審議会**（第5条の4）

合併前の関係市町村の協議により、旧市町村の区域ごとに、合併市町村の長の諮問により審議又は必要な事項につき意見を述べる審議会（地域審議会）を置くことができる。

7 **議会の議員の定数・在任に関する特例**（第6条、第7条）

(1) **新設合併の場合**

① 定数特例を活用する場合（設置選挙を実施）

合併市町村の議員定数の2倍まで定数増（最初の任期）

② 在任特例を活用する場合

合併前の議員が2年までの期間在任が可能

(2) **編入合併の場合**

① 定数特例を活用する場合（増員選挙を実施）

増員選挙及び次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

定数増：（編入先の旧定数）×（被編入の旧人口）／（編入先の旧人口）

増員選挙による任期：編入先の市町村の議員の残任期間

② 在任特例を活用する場合

編入先の議員の任期まで在任が可能

さらに次の一般選挙による議員の任期まで定数増が可能

- 8 **市町村の議会の議員の退職年金に関する特例** (第7条の2)
関係市町村の議会の議員のうち、合併がなければ退職年金の在職期間の要件(在職12年以上)を満たすこととなる者は、当該要件を満たしているとみなす。
- 9 **農業委員会の委員の任期等に関する特例** (第8条)
選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができる。
- 10 **職員の身分の取扱い** (第9条)
一般職の職員が引き続き職員の身分を保有するようにし、また公正に取り扱わなければならない。
- 11 **一部事務組合等に関する特例** (第9条の2)
一部事務組合又は広域連合の構成団体のうち一団体以外のすべての市町村が、新設合併又は編入されることにより廃止される場合には、関係地方公共団体の協議による規約の改正等によって、合併後も当該一部事務組合又は広域連合が存続することができる。
- 12 **地方税の不均一課税** (第10条)
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。
合併により新たに人口30万以上の市となった場合における当該市に対する事業所税の課税団体の指定は合併の日から起算して5年間に行わないものとする。ただし、合併市の人口が、30万を合併関係市町村の人口のうち最も多いもので除して得た数値に、合併市町村の人口を乗じて得た人口以上となった場合はこの限りでないものとする。
- 13 **地方交付税の額の算定の特例** (第11条)
合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後5年度については段階的に増加額を縮減する。
-
- 14 **地方債の特例等** (第11条の2)
(1) 市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の積立てで特に必要と認められるものは、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度に限り、地方債を充当でき、元利償還金の一部は、基準財政需要額に算入する。
① 一体性の速やかな確立・均衡のある発展のための公共的施設の整備事業等
② 地域住民の連帯の強化・旧市町村の区域の地域振興等のための基金の積立て
(2) 「市町村建設計画」を達成するための事業に要する経費に充当する地方債について特別の配慮をする。
- 15 **災害復旧事業費の国庫負担等の特例** (第13条)
災害等に対する国の財政援助につき、合併市町村が不利益とならないようにする。
- 16 **流域下水道に関する特例** (第14条)
管理主体が原則都道府県である流域下水道の関係市町村が、合併により一の市町村となった場合、都道府県と関係市町村の協議により、合併の日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までの範囲で当該協議で定める期間に限り、当該下水道を流域下水道とみなし、下水道法の規定を適用する。
- 17 **都道府県の議会の議員の選挙区に関する特例** (第15条)
一定期間に限り、従前の選挙区によるか、または合併市町村が従前に属していた郡市の区域を合わせて一選挙区を設けることができる。
- 18 **国、都道府県等の協力等** (第16条)
(1) 国の役割
① 都道府県及び市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
② 合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置

(2) 都道府県の責務

- ① 市町村の自主的合併に関する助言、情報の提供等を実施
- ② 市町村の求めに応じた市町村相互間の必要な調整
- ③ 市町村建設計画の達成のための事業の実施その他の必要な措置

19 **合併協議会設置の勧告** (第16条の2)

都道府県知事が公益上必要と認める場合に、関係市町村に対し合併協議会の設置の勧告をする場合には、あらかじめ関係市町村の意見を聴くとともに、勧告した場合には、その旨を公表しなければならない。

20 **特別区に関する特例** (第17条)

この法律の規定は、地方交付税の額の算定に関する規定(第11条及び第11条の2第2項)を除き、特別区にも適用される。

21 **罰則** (第18条、第19条)

合併協議会の設置の直接請求における署名の収集については、署名に関する自由妨害、署名の偽造、署名数の増減、関係書類の抑留・毀損・奪取、違法な氏名代筆行為、違法な手続による署名収集を行った者に対して罰則が適用され、署名の効力を市町村選挙管理委員会において決定する場合には、出頭・証言の拒否、虚偽の陳述を行った者に対して罰則が適用される。

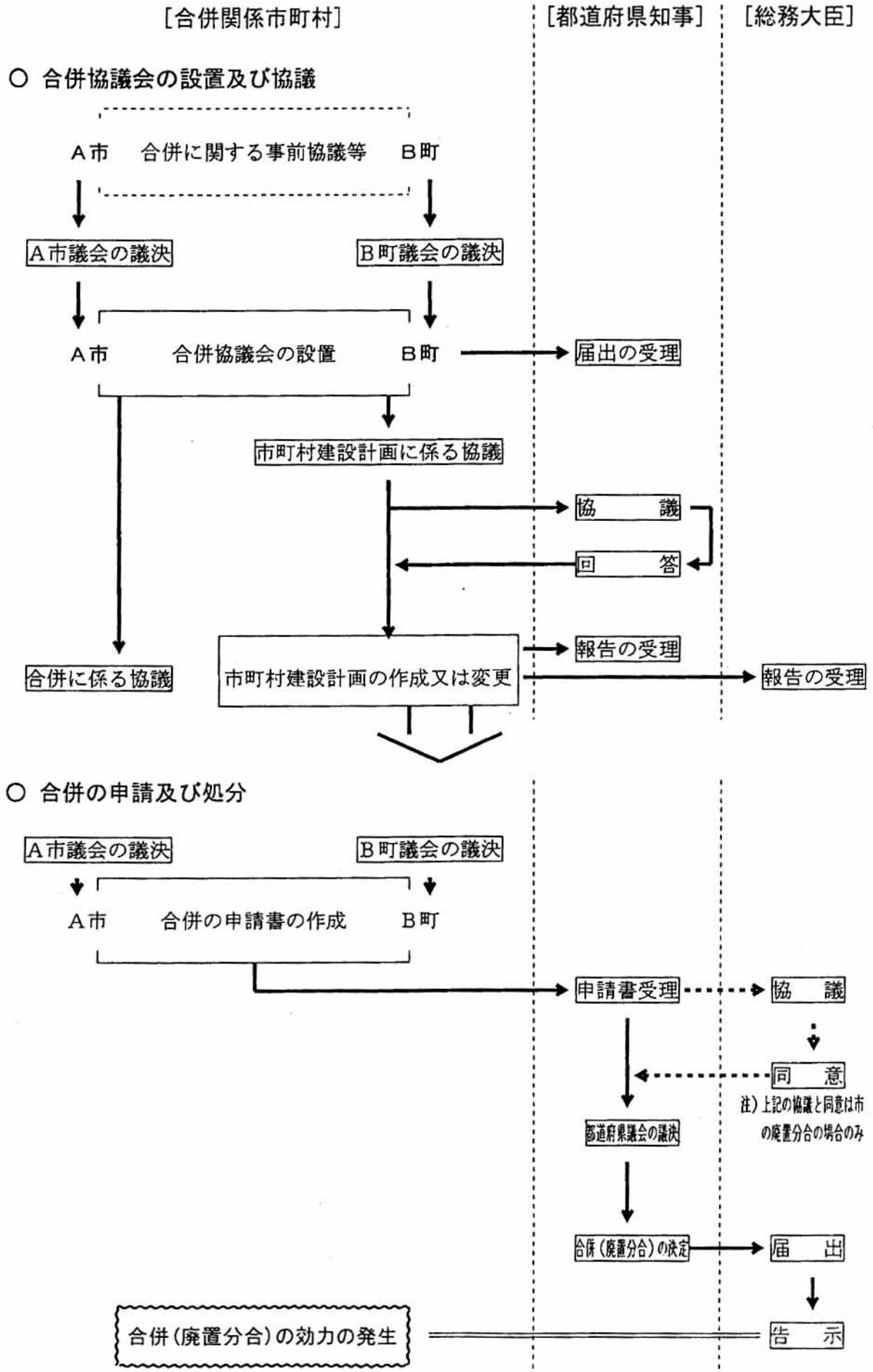
【参考】過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)(平成12年法律第15号)上の合併特例

(平成12年4月1日から平成22年3月31日まで)

市町村の合併があった場合の特例 (過疎法第33条第2項)

過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。

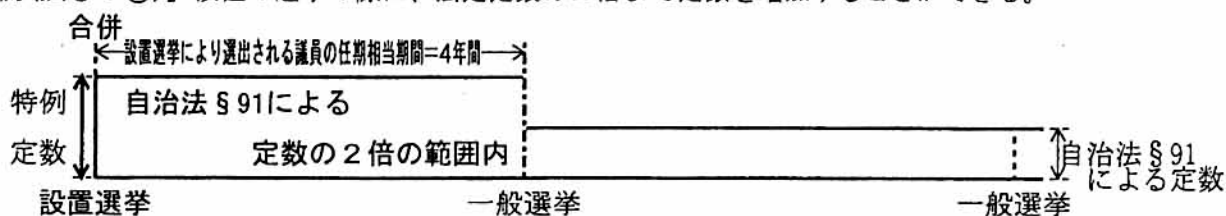
市町村合併の手続きの概要



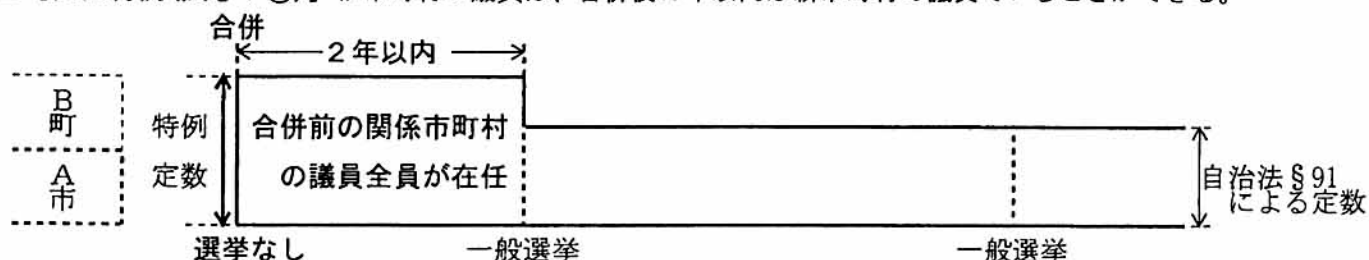
市町村の議員の定数特例・在任特例について

新 設 合 併

- 1 [定数特例(法 § 6 ①)] 設置の選挙の際に、法定定数の2倍まで定数を増加することができる。

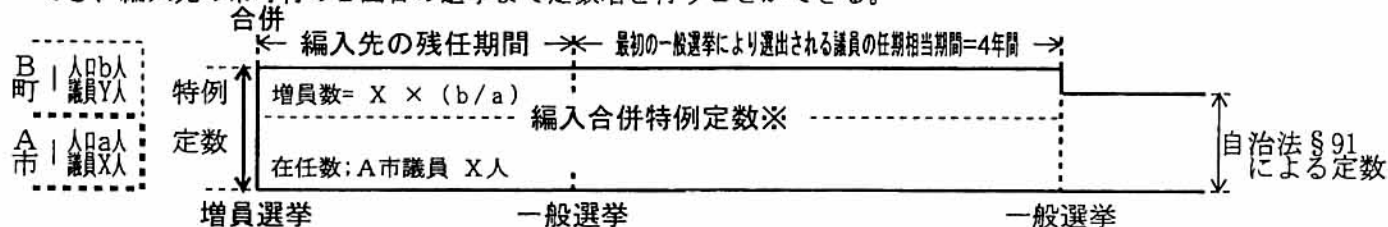


- 2 [在任特例(法 § 7 ①)] 旧市町村の議員は、合併後2年以内は新市町村の議員でいることができる。

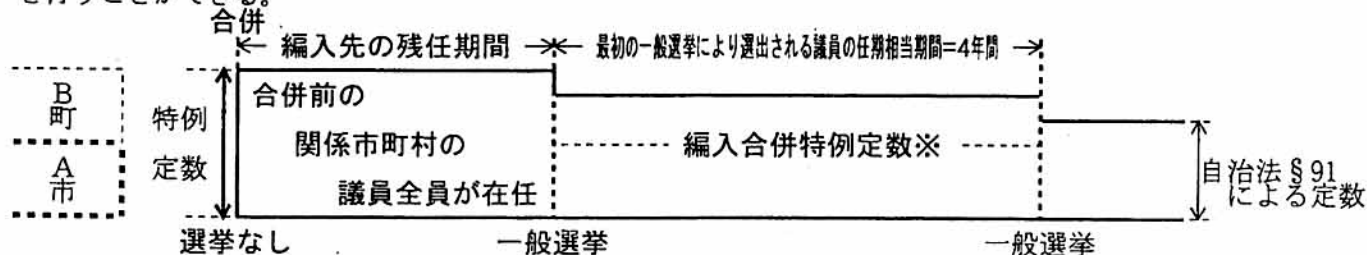


編 入 合 併

- 1 [定数特例(法 § 6 ②)と定数特例(法 § 6 ⑤)] 編入された旧市町村の区域で選挙区を設けて増員することができ、編入先の市町村の2回目の選挙まで定数増を行うことができる。



- 2 [在任特例(法 § 7 ①)と定数特例(法 § 7 ③)] 編入された旧市町村の議員は、編入先の市町村の最初の選挙までその議員となることができ、さらに最初の選挙の際に、編入された旧市町村の区域で選挙区を設け、定数増を行うことができる。



※ 編入合併特例定数の増員数(端数は四捨五入、1未満は1とする。)

$$\text{増員数} = \text{編入する市町村の旧定数} \times (\text{編入される市町村の人口} \div \text{編入する市町村の人口})$$

《自治法 § 91の法定定数(減数条例により定数を減らすことができる)》					
【市】	(人口)	(議員数)	【町村】	(人口)	(議員数)
	5万未満	30人		2千未満	12人
	5万以上15万未満	36人		2千以上 5千未満	16人
	15万以上20万未満	40人		5千以上10千未満	22人
	20万以上30万未満	44人		10千以上20千未満	26人
	30万以上40万未満	48人		20千以上	30人
	40万以上50万未満	52人			
	50万以上	56人			
		+ 20万ごとに4人増(最大100人)			

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

(法律案全体の趣旨)

第26次地方制度調査会答申(平成12年10月)及び地方分権推進委員会意見(平成12年8月及び同年11月)を踏まえ、地方分権を推進し、住民自治の更なる充実を図るという観点から、直接請求の要件緩和や住民監査請求制度・住民訴訟制度等の充実を行うとともに、市町村合併に係る住民投票制度の創設、条例・規則等への委任のあり方の見直し等を行う。

● うち「市町村の合併の特例に関する法律」の一部改正の概要

(1) 合併協議会に係る住民発議制度の拡充と住民投票制度の導入

- ① 合併協議会の設置についての住民投票制度の導入
- ② 合併協議会設置協議についての議会審議における請求代表者又は同一請求代表者への意見陳述機会の保障
- ③ 請求代表者又は同一請求代表者の合併協議会への参加
- ④ 住民発議により設置された合併協議会における市町村建設計画の作成等の状況の通知・公表

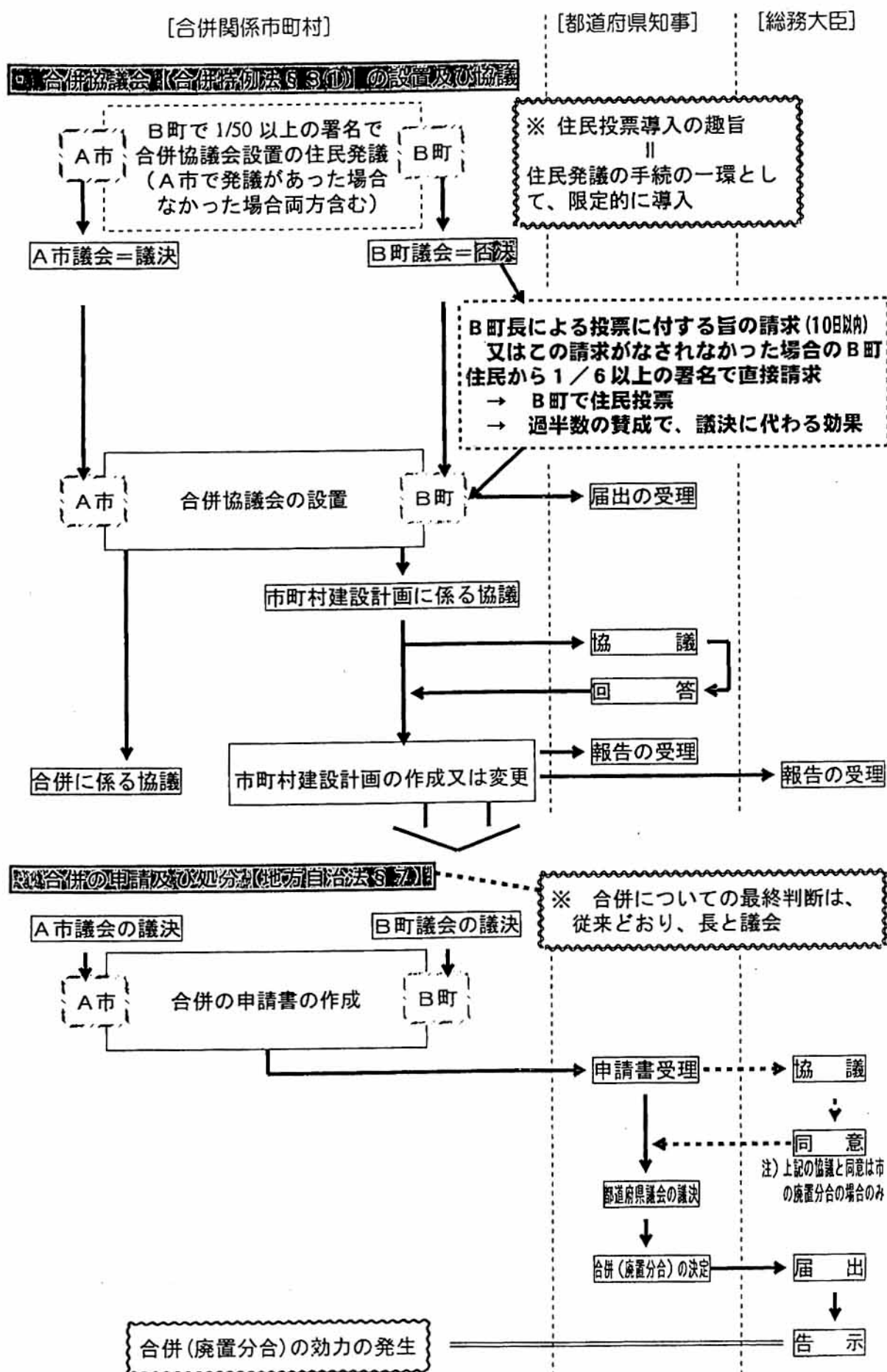
(2) 税制上の特例措置の拡充

- ① 不均一課税をすることができる期間の延長(3年→5年)と同期間における課税免除の特例の創設
- ② 事業所税の課税団体の指定の延期(最長5年)

(3) その他

- ・ 流域下水道に関する特例
- ・ 一部事務組合等に関する特例

◎ 市町村合併に至る手続における住民投票の位置付け



市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴

年 月	市	町	村	計	備 考
明治21年	—	(71,314)		71,314	
「明治の大合併」 近代的地方自治制度である「市制町村制」の施行に伴い、行政上の目的（教育、徴税、土木、救済、戸籍の事務処理）に合った規模と自治体としての町村の単位（江戸時代から引き継がれた自然集落）との隔たりをなくすために、町村合併標準提示（明21. 6. 13 内務大臣訓令第352号）に基づき、約300～500戸を標準規模として全国的に行われた町村合併。結果として、町村数は約5分の1に。					
22年	39	(15,820)		15,859	市制町村制施行（明22. 4. 1） （明21. 4. 17 法律第1号）
大正11年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和20年10月	205	1,797	8,518	10,520	
昭和22年 8月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行 （昭22. 5. 3 法律第67号）
28年10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 （昭28. 10. 1 法律第258号）
「昭和の大合併」 戦後、新制中学校の設置管理、市町村消防や自治体警察の創設の事務、社会福祉、保健衛生関係の新しい事務が市町村の事務とされ、行政事務の能率的処理のためには規模の合理化が必要とされた。昭和28年の町村合併促進法（第3条「町はおおむね8000人以上の住民を有するのを標準」）及びこれに続く昭和31年の新市町村建設促進法により、「町村数を約3分の1に減少することを目的」とする町村合併促進基本計画（昭28. 10. 30 閣議決定）の達成を図ったもの。約8000人という数字は、新制中学校1校を効率的に設置管理していくために必要と考えられた人口。昭和28年から昭和36年までに、市町村数はほぼ3分の1に。					
31年 4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行 （昭31. 6. 30 法律第164号）
31年 9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効 （昭31. 9. 30）
36年 6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 （昭36. 6. 29）
37年10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 （昭37. 5. 10 法律第118号）
40年 4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行（昭40. 3. 29 法律第6号）
50年 4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （昭50. 3. 28 法律第5号）
60年 4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （昭60. 3. 30 法律第14号）
7年 4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律施行 （平7. 3. 29 法律第50号）
11年 4月	671	1,990	568	3,229	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律一部施行（平11. 7. 16 法律第87号）
14年 4月	675	1,981	562	3,218	地方自治法等の一部を改正する法律（平14. 3. 30 法律第4号）

昭和60年度以降の合併の状況

合併年月日	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
昭和62年4月1日	藤橋村(岐阜県)	藤橋村、徳山村	編入
昭和62年11月1日	仙台市	仙台市、宮城町	編入
昭和62年11月30日	つくば市	桜村、谷田部町、 豊里町、大穂町	新設
昭和63年1月31日	つくば市	つくば市、筑波町	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、泉市	編入
昭和63年3月1日	仙台市	仙台市、秋保町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、北部町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、河内町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、飽田町	編入
平成3年2月1日	熊本市	熊本市、天明町	編入
平成3年4月1日	北上市	北上市、和賀町、 江釣子村	新設
平成3年5月1日	浜松市	浜松市、可美村	編入
平成4年3月3日	水戸市	水戸市、常澄村	編入
平成4年4月1日	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
平成5年7月1日	飯田市	飯田市、上郷町	編入
平成6年11月1日	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
平成7年9月1日	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
平成7年9月1日	あきる野市	秋川市、五日市町	新設
平成11年4月1日	篠山市	篠山町、西紀町、 丹南町、今田町	新設
平成13年1月1日	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
平成13年1月21日	西東京市	田無市、保谷市	新設
平成13年4月1日	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、 与野市	新設
平成13年11月15日	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
平成14年4月1日	さぬき市	津田町、大川町、 志度町、寒川町、 長尾町	新設
	久米島町	仲里村、具志川村	新設
平成14年11月1日	つくば市	つくば市、荃崎町	編入
計		61	編入18、新設9

1,200を超える市町村が法定協議会又は任意協議会を設置

全国の8割以上の市町村が合併を検討

◆総務省では、平成14年10月1日時点で合併協議会等の設置状況を調査

- ・法定協議会又は任意協議会を設置している市町村数が、前回（平成14年7月1日）調査時（940）より約3割増加し、1,200を突破（1,203）
- ・法定協議会を設置している市町村数（519）も、前回調査時（384）に比べ3割以上の大幅増加
- ・全国の8割以上（2,647）の市町村が複数の市町村間で合併協議会等を設置。前回調査時（2,495）に比べ、構成市町村数が152増加
- ・全都道府県で合併協議会等が設置されるとともに、30道府県においては、8割を超える市町村が合併協議会等を設置

◎ 合併協議会等の設置状況（平成14年10月1日時点）

なお、数値には10月2日以降の設置予定数を含む。

・法定協議会		設 置 数	1 2 9 (9 5)
		構成市町村数	5 1 9 (3 8 4)

・任意協議会		設 置 数	1 5 3 (1 2 9)
		構成市町村数	6 8 4 (5 5 6)

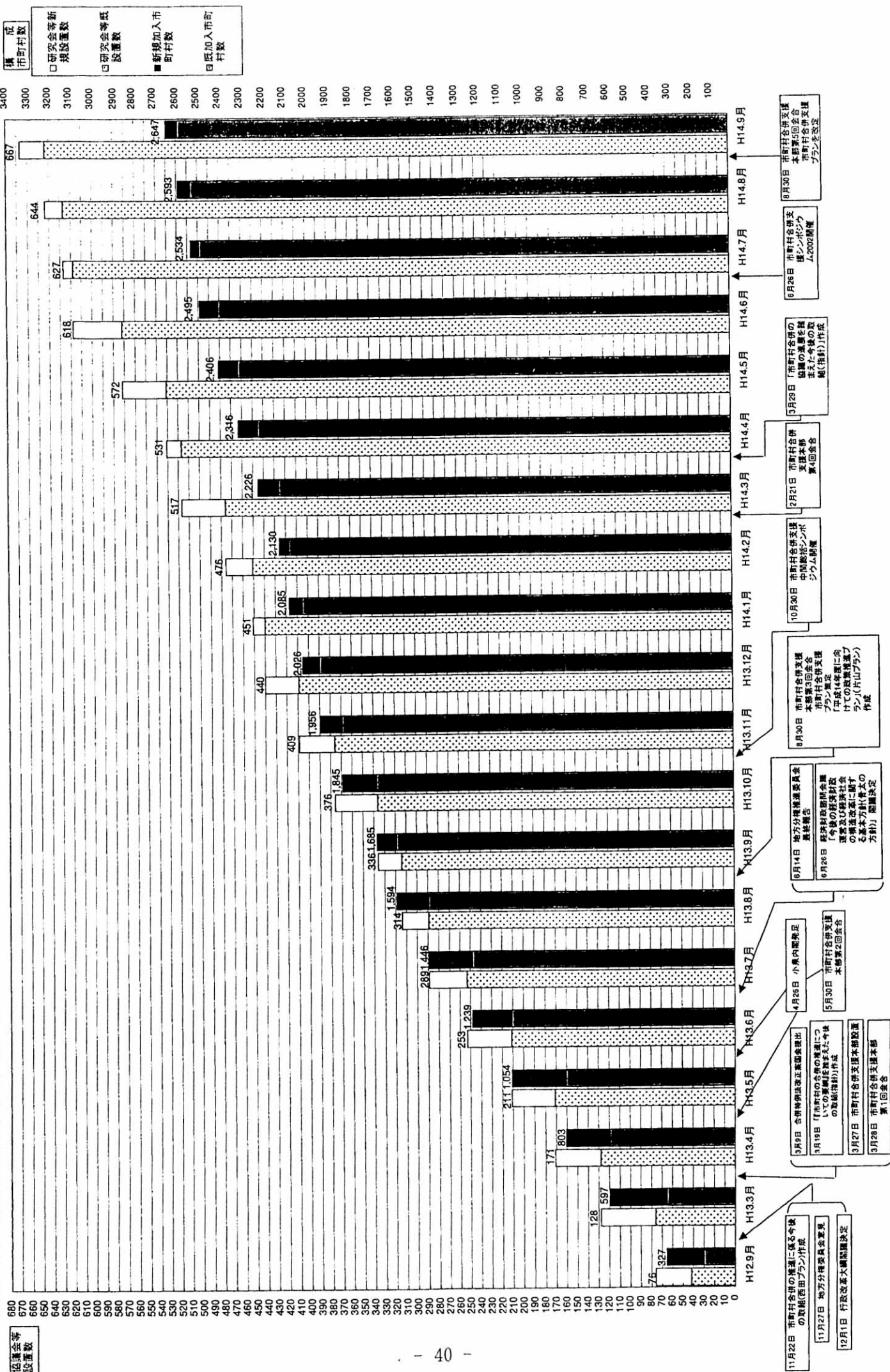
小 計		設 置 数	2 8 2 (2 2 4)
		構成市町村数	1, 2 0 3 (9 4 0)

・研究会等その他		設 置 数	3 8 5 (3 9 4)
		構成市町村数	1, 4 4 4 (1, 5 5 5)

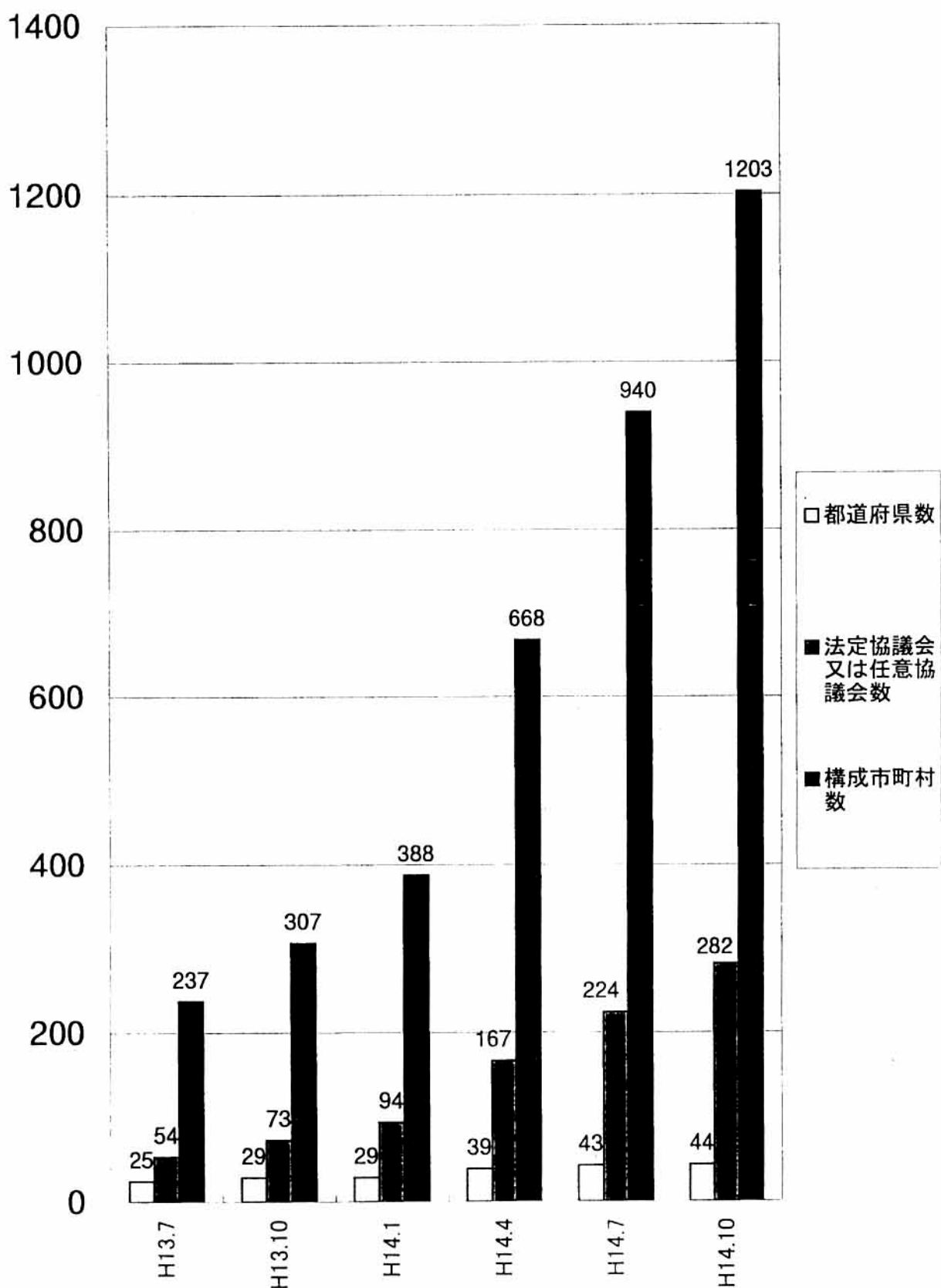
合 計		設 置 数	6 6 7 (6 1 8)
		構成市町村数	2, 6 4 7 (2, 4 9 5)

※ () 内は前回調査時（平成14年7月1日）の数値

全国市町村合併協議会、研究会等と構成市町村数の推移



法定協議会又は任意協議会の設置数の推移



合併協議会設置の状況 (平成14年11月16日現在)

協議会数 144 (579市町村)

住民発議によるもの-18 (60市町村)

住民発議によらないもの-126 (521市町村)

団体名	設置年月日	備考	合併目標時期	新自治体
茨城県 つくば市・茎崎町	S63. 2. 8	H11. 10. 7 解散	H14. 11. 1	つくば市
1 茨城県 水戸市・常北町	H14. 10. 31 解散			
2 岡山県 川上村・八束村	H 7. 12. 27	【住民発議】		
静岡県 静岡市・清水市	H 8. 9. 5	【住民発議】		
3 栃木県 栃木市・小山市	H10. 4. 1	【住民発議】	H15. 4. 1	静岡市
4 栃木県 佐野市・田沼町・葛生町	H14. 4. 30 解散			
5 山口県 徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H10. 4. 1	【住民発議】		
6 熊本県 免田町・上村・岡原村・須恵村・深田村	H10. 4. 1	【住民発議】		
7 埼玉県 富士見市・上福岡市・大井町・三芳町	H11. 1. 29	H11. 7. 6 熊毛町・鹿野町が加入		周南市
8 山梨県 八田村・白根町・芦安村・若草町・櫛形町・甲西町	H11. 4. 1		H15. 4. 1	あさぎり町
9 香川県 引田町・白鳥町・大内町	H12. 4. 1	【住民発議】		
10 福岡県 宗像市・玄海町	H12. 4. 1	【住民発議】	H15. 4. 1	南アルプス市
11 長崎県 厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町	H12. 4. 17	【住民発議】	H15. 4. 1	東かがわ市
12 兵庫県 柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町	H12. 8. 1		H16. 3. 1	宗像市
13 香川県 内海町・土庄町・池田町	H12. 10. 2	【住民発議】	H16. 11. 1	対馬市
14 埼玉県 朝霞市・志木市・和光市・新座市	H13. 4. 1	【住民発議】		
15 広島県 江田島町・能美町・沖美町・大柿町	H13. 4. 1			
16 長崎県 上五島町・有川町・新魚目町・若松町・奈良尾町	H13. 4. 1		H16. 8. 1	江田島市
17 茨城県 取手市・藤代町	H13. 4. 1			新上五島町
18 広島県 東野町・木江町・大崎町	H13. 7. 1		H15. 4. 1	大崎上島町
19 長崎県 福江市・奈留町・岐宿町・三井楽町・玉之浦町・富江町	H13. 7. 1		H16. 8. 1	五島市
20 岐阜県 高富町・伊自良村・美山町	H13. 8. 1		H15. 4. 1	山県市
21 長崎県 勝本町・郷ノ浦町・芦辺町・石田町	H13. 8. 1		H16. 3	
22 鳥取県 東郷町・羽合町・泊村	H13. 10. 1		H16. 10. 1	
愛知県 田原町・赤羽根町・渥美町	H13. 10. 2	H14. 10. 31 解散		
23 愛媛県 内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町	H13. 10. 2		H16. 10. 1	
24 愛知県 豊川市・音羽町・一宮町・小坂井町・御津町	H13. 11. 1	【住民発議】		
25 群馬県 万場町・中里村	H13. 12. 1		H15. 4. 1	神流町
26 滋賀県 安土町・五箇荘町・能登川町	H14. 1. 4		H16. 3. 31	安土市
27 広島県 福山市・新市町	H14. 1. 21		H15. 2. 3	
28 広島県 福山市・内海町	H14. 1. 21		H15. 2. 3	
29 福岡県 田川市・川崎町	H14. 1. 26	【住民発議】		
30 宮城県 中新田町・小野田町・宮崎町・色麻町	H14. 2. 1		H15. 4. 1	
31 兵庫県 洲本市・津名町・五色町・一宮町	H14. 2. 4	H14. 4. 1 一宮町が加入		
32 山梨県 南部町・富沢町	H14. 2. 20		H15. 3. 1	南部町
33 千葉県 野田市・関宿町	H14. 4. 1			
34 新潟県 安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	H14. 4. 1		H16. 3	阿賀野市
35 石川県 七尾市・田鶴浜町・中島町・能登島町	H14. 4. 1		H16. 10. 1	
36 石川県 高松町・七塚町・宇ノ気町	H14. 4. 1		H16. 3. 1	かほく市
37 山梨県 竜王町・敷島町・双葉町	H14. 4. 1			
38 岐阜県 八幡町・大和町・白鳥町・高鷺村・美並村・明宝村・和良村	H14. 4. 1		H16. 3. 1	
39 岐阜県 本巣町・真正町・糸貫町・根尾村	H14. 4. 1		H16. 2. 1	本巣市
40 三重県 北勢町・員弁町・大安町・藤原町	H14. 4. 1			
41 滋賀県 守山市・中主町・野洲町	H14. 4. 1	H14. 11. 30 解散予定		
42 滋賀県 八日市市・蒲生町・日野町・永源寺町	H14. 4. 1		H16. 11. 1	
43 京都府 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	H14. 4. 1			
44 兵庫県 緑町・西淡町・三原町・南淡町	H14. 4. 1			
45 奈良県 新庄町・富麻町	H14. 4. 1			
46 島根県 安来市・広瀬町・伯太町	H14. 4. 1			
47 広島県 廿日市市・佐伯町・吉和村	H14. 4. 1		H15. 3. 1	
48 広島県 吉田町・八千代町・美土里町・高宮町・甲田町・向原町	H14. 4. 1			
49 広島県 三次市・君田村・布野村・作木村・吉舎町・三良坂町・双三郡三和町・甲奴町	H14. 4. 1			
50 広島県 庄原市・西城町・口和町・高野町・比和町・総領町	H14. 4. 1		H16. 11. 1	
51 徳島県 川島町・鴨島町・山川町・美郷村	H14. 4. 1			吉野川市
52 徳島県 木頭村・木沢村・上那賀町・相生町	H14. 4. 1			

53 愛媛県	新居浜市・別子山村	H14. 4. 1	
54 愛媛県	明浜町・宇和町・野村町・城川町・三瓶町	H14. 4. 1	
55 長崎県	吾妻町・愛野町・千々石町・国見町・瑞穂町	H14. 4. 1	H16. 3 H14. 7. 8国見町・瑞穂町が加入 H14. 7. 1多良見町が加入
56 長崎県	諫早市・森山町・飯盛町・高来町・小長井町・多良見町	H14. 4. 1	
57 熊本県	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町	H14. 4. 1	
58 熊本県	三角町・不知火町・松橋町・小川町・豊野町	H14. 4. 1	
59 熊本県	本渡市・牛深市・有明町・御所浦町・倉岳町・栖本町 ・新和町・五和町・天草町・河浦町	H14. 4. 1	H17. 1. 15 天草市 H14. 9. 4苓北町離脱
60 沖縄県	平良市・城辺町・下地町・上野村・伊良部町・多良間村	H14. 4. 1	
61 広島県	呉市・下蒲刈町	H14. 4. 4	
62 北海道	釧路市・釧路町	H14. 4. 10	【住民発議】 H14. 9. 20解散
岐阜県	穂積町・巣南町・北方町	H14. 5. 1	
63 大分県	佐伯市・上浦町・弥生町・本匠村・宇目町・直川村・ 鶴見町・米水津村・蒲江町	H14. 5. 1	
64 山口県	徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町	H14. 6. 1	H15. 4. 21 周南市
65 愛媛県	久万町・面河村・美川村・柳谷村	H14. 6. 1	
66 秋田県	仁賀保町・象潟町・金浦町	H14. 6. 20	
67 山梨県	河口湖町・勝山村・足和田村・上九一色村	H14. 6. 26	
68 青森県	七戸町・上北町・東北町・天間林村	H14. 7. 1	
69 山梨県	下部町・中富町・身延町	H14. 7. 1	
70 岐阜県	多治見市・瑞浪市・土岐市・笠原町	H14. 7. 1	H17. 1
71 大阪府	富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村	H14. 7. 1	
72 島根県	川本町・邑智町・大和村	H14. 7. 1	
73 島根県	羽須美村・瑞穂町・石見町	H14. 7. 1	H16. 10. 1
74 広島県	油木町・神石町・豊松村・神石郡三和町	H14. 7. 1	
75 愛媛県	伊予三島市・川之江市・土居町・新宮村	H14. 7. 1	
76 佐賀県	北方町・江北町・福富町・大町町・白石町・有明町	H14. 7. 1	
77 熊本県	宇土市・富合町	H14. 7. 1	
78 熊本県	中央町・砥用町	H14. 7. 1	
79 長崎県	島原市・有明町・西有家町・有家町・布津町・深江町	H14. 7. 1	
80 佐賀県	唐津市・浜玉町・七山村・厳木町・相知町・北波多村 ・肥前町・玄海町・鎮西町・呼子町	H14. 7. 3	
81 兵庫県	八鹿町・養父町・大屋町・関宮町	H14. 7. 12	
82 福島県	棚倉町・塙町・鮫川村	H14. 7. 15	
83 新潟県	堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広 瀬村	H14. 7. 15	H16. 11. 1
84 徳島県	小松島市・那賀川町・羽ノ浦町・勝浦町・上勝町	H14. 7. 15	
85 和歌山県	田辺市・中辺路町・大塔村・上富田町・日置川町・す さみ町・龍神村・本宮町	H14. 7. 23	H14. 10. 4本宮町が加入
86 島根県	江津市・桜江町	H14. 7. 25	
87 岡山県	加茂川町・賀陽町	H14. 7. 29	
88 山梨県	明野村・須玉町・高根町・長坂町・大泉村・白州町・ 武川村	H14. 8. 1	
89 滋賀県	彦根市・甲良町・多賀町・豊郷町	H14. 8. 1	
90 滋賀県	水口町・甲賀町・甲南町・信楽町	H14. 8. 1	
91 岡山県	牛窓町・邑久町・長船町	H14. 8. 1	
92 佐賀県	佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保多町・大和 町・富士町	H14. 8. 1	
93 愛媛県	弓削町・岩城村・生名村・魚島村	H14. 8. 8	
94 長崎県	松浦市・福島町・鷹島町・江迎町・鹿町町・田平町	H14. 8. 9	H16. 11. 1 H14. 10. 2田平町が加入
95 長野県	更埴市・戸倉町・上山田町	H14. 8. 21	
96 愛媛県	内子町・五十崎町	H14. 9. 1	
97 兵庫県	生野町・和田山町・山東町・朝来町	H14. 9. 1	
98 佐賀県	小城町・三日月町・牛津町・芦刈町	H14. 9. 1	H16. 10
99 長崎県	口之津町・南有馬町	H14. 9. 1	
100 熊本県	八代市・坂本村・千丁町・鏡町・竜北町・宮原町・東 陽村・泉村	H14. 9. 1	
101 長野県	東部町・北御牧村	H14. 9. 17	
102 静岡県	御前崎町・浜岡町	H14. 9. 20	
103 岐阜県	穂積町・巣南町	H14. 9. 25	
104 愛媛県	宇和島市・吉田町・三間町・津島町	H14. 9. 30	
105 新潟県	新発田市・豊浦町	H14. 9. 30	H15. 7. 7
106 茨城県	常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村	H14. 10. 1	
107 福井県	芦原町・金津町	H14. 10. 1	
108 岐阜県	海津町・平田町・南濃町	H14. 10. 1	
109 滋賀県	今津町・新旭町・安曇川町・高島町・マキノ町	H14. 10. 1	

110	京都府	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町	H14. 10. 1	
111	兵庫県	村岡町・浜坂町・温泉町・美方町・香住町	H14. 10. 1	
112	鳥取県	倉吉市・三朝町・関金町・北条町・大栄町	H14. 10. 1	
113	島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	H14. 10. 1	
114	島根県	西郷町・布施村・五箇村・都万村	H14. 10. 1	H16. 11. 1
115	広島県	甲山町・世羅町・世羅西町	H14. 10. 1	
116	香川県	観音寺市・豊中町・山本町・財田町・豊浜町・大野原町	H14. 10. 1	H17. 3. 1
117	愛媛県	広見町・松野町・日吉村	H14. 10. 1	
118	愛媛県	西条市・東予市・小松町・丹原町	H14. 10. 1	
119	愛媛県	八幡浜市・保内町	H14. 10. 1	
120	高知県	佐川町・越知町・池川町・吾川村・仁淀村	H14. 10. 1	
121	長崎県	長崎市・香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・外海町	H14. 10. 1	
☆122	北海道	釧路市・釧路町・白糠町・音別町・阿寒町・鶴居村	H14. 10. 2	
☆123	和歌山県	橋本市・ <u>かつらぎ町</u> ・ <u>高野町</u> ・ <u>九度山町</u> ・ <u>高野町</u> ・ <u>花園村</u>	H14. 10. 4	【住民発議】
☆124	山梨県	甲府市・中道町・芦川村・上九一色村	H14. 10. 8	
☆125	山形県	鶴岡市・藤島町・羽黒町・櫛引町・三川町・朝日村・温海町	H14. 10. 10	
☆126	山口県	久賀町・大島町・東和町・橋町	H14. 10. 10	
127	福井県	南条町・今庄町・河野村	H14. 11. 1	
128	岐阜県	萩原町・小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村	H14. 11. 1	
129	滋賀県	中主町・野洲町	H14. 11. 1	
☆130	福岡県	前原市・ <u>二丈町</u> ・ <u>志摩町</u>	H14. 11. 1	【住民発議】
131	長崎県	佐々町・小佐々町	H14. 11. 1	
132	山梨県	春日居町・石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村	H14. 11. 8	
133	岐阜県	古川町・河合村・宮川村・神岡町	H14. 11. 8	
134	愛媛県	今治市・朝倉村・玉川町・波方町・大西町・吉海町・宮窪町・伯方町・上浦町・大三島町・関前村	H14. 11. 8	
☆135	徳島県	<u>海南町</u> ・ <u>海部町</u> ・ <u>穴喰町</u>	H14. 11. 11	【住民発議】
136	和歌山県	南部川村・南部町	H14. 11. 12	
137	鳥取県	鳥取市・国府町・福部村	H14. 11. 15	
138	鳥取県	鳥取市・河原町	H14. 11. 15	
139	鳥取県	鳥取市・鹿野町	H14. 11. 15	
140	島根県	松江市・鹿島町・島根町・美保関町・八雲村・玉湯町・宍道町・八束町	H14. 11. 18	
141	長崎県	西彼町・西海町・崎戸町・大瀬戸町・外海町	H14. 12. 2 (予定)	
142	長崎県	<u>東彼杵町</u> ・川棚町・波佐見町	未定	【住民発議】
143	佐賀県	神埼町・千代田町・三田川町・東背振村・脊振村・三瀬村	未定	
144	福岡県	福岡町・ <u>津屋崎町</u>	未定	【住民発議】

※文字囲は、住民発議のおきた市町村を指す。○付き数字の地域は、合併特例法第4条の2の手続を採った市町村を指す。

☆印は、平成14年10月1日時点において、10月2日以降に法定協議会を設置することが確実であった市町村を指す。

※なお、平成14年10月1日現在では、法定協議会129(519市町村)、任意協議会153(684市町村)、研究会等その他385(1,444市町村)が設置(予定含む)されており、設置数の合計は、667(2,647市町村)である。これは全市町村数(3,218)の82.3%に相当する。

市町村合併に関する住民発議の実績等（平成14年11月14日現在）

<Ⅰ>全体件数

発議総数 190（133地域・478市町村）

- | | | | |
|---|----------------|----|--------------------|
| 1 | 協議会設置に至った件数 | 31 | （19地域・61市町村・19協議会） |
| 2 | 協議会設置に至らなかった件数 | 98 | （57地域・236市町村） |
| 3 | 手続進行中の件数 | 61 | （57地域・181市町村） |

<ⅠⅠ>合併協議会設置に至った地域

- 1 茨城県：水戸市、常北町（H 7.12.27 設置）
- 2 岡山県：川上村、八束村（H 8. 9. 5 設置）
- 3 沖縄県：具志川村、仲里村（H 9. 5.13 設置）【H14.4.1 合併 久米島町】
- 4 静岡県：静岡市、清水市（H10. 4. 1 設置）
- 5 栃木県：栃木市、小山市（H10. 4. 1 設置）
- 6 栃木県：佐野市、田沼町、葛生町（H10. 4. 1 設置）
- 7 埼玉県：富士見市、上福岡市、大井町、三芳町（H12. 4. 1 設置）
- 8 山梨県：八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町（H12. 4. 1 設置）
- ⑨ 福岡県：宗像市、玄海町（H12. 4.17 設置）
- ⑩ 兵庫県：柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町（H12.10. 2 設置）
- ⑪ 香川県：内海町、土庄町、池田町（H13. 4. 1 設置）
- ⑫ 埼玉県：朝霞市、志木市、和光市、新座市（H13. 4. 1 設置）
- ⑬ 愛知県：豊川市、音羽町、一宮町、小坂井町、御津町（H13. 11. 1 設置）
- 14 福岡県：川崎町、田川市（H14. 1. 26 設置）
- ⑮ 北海道：釧路市、釧路町（H14. 4. 10 設置）
- ⑯ 和歌山県：橋本市、かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町、花園村
- ⑰ 徳島県：海南町、海部町、穴喰町
- ⑱ 福岡県：前原市、二丈町、志摩町
- 19 福岡県：津屋崎町、福岡町

<ⅠⅠⅠ>手続進行中の地域

- 1 福岡県：宮田町、若宮町
- ② 愛知県：碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市
- 3 長崎県：香焼町、長崎市
- ④ 鹿児島県：志布志町、有明町、大崎町
- 5 宮崎県：高岡町、宮崎市
- ⑥ 千葉県：木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
- ⑦ 香川県：丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌町、飯山町、宇多津町、琴南町、満濃町、琴平町、多度津町、仲南町
- 8 兵庫県：山東町、生野町、和田山町、朝来町
- ⑨ 宮城県：気仙沼市、本吉町、唐桑町
- ⑩ 福島県：石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町
- 11 千葉県：四街道市、千葉市
- 12 熊本県：西合志町、熊本市
- 13 熊本県：菊陽町、熊本市
- 14 香川県：香川町、高松市
- 15 長崎県：東彼杵町、大村市
- 16 長崎県：東彼杵町、川棚町、波佐見町
- 17 三重県：菰野町、四日市市、鈴鹿市、桶町、朝日町
- 18 鹿児島県：喜入町、鹿児島市
- 19 兵庫県：和田山町、生野町、山東町、朝来町
- ⑳ 鹿児島県：阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町
- 21 神奈川県：松田町、南足柄市、中井町、大井町、山北町、開成町
- 22 熊本県：天水町、熊本市
- 23 熊本県：植木町、熊本市
- ㉔ 鹿児島県：加治木町、姦良町
- ㉕ 静岡県：磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村
- 26 熊本県：菊陽町、大津町、合志町、西合志町
- 27 熊本県：大津町、菊陽町、合志町、西合志町
- 28 熊本県：清和村、矢部町
- 29 熊本県：旭志村、大津町
- 30 熊本県：植木町、玉東町
- 31 熊本県：長洲町、荒尾市
- 32 熊本県：横島町、天水町、玉東町
- 33 熊本県：横島町、天水町、玉東町
- 34 熊本県：富合町、熊本市
- 35 熊本県：益城町、熊本市
- 36 岐阜県：高富町、岐阜市
- 37 岐阜県：池田町、揖斐川町、谷汲村、大野町、春日村、久瀬村、藤橋村、坂内村
- 38 岐阜県：池田町、大垣市
- 39 広島県：東城町、庄原市、西条町、口和町、高野町、比和町、総領町
- 40 長崎県：江迎町、鹿町町、小佐々町、佐々町、吉井町、世知原町
- ④① 北海道：網走市、東藻琴村、女満別町、斜里町、清里町、小清水町

- 42 千葉県：九十九里町、東金市、大網白里町、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町、横芝町、芝山町
 43 千葉県：大網白里町、千葉市
 ④④ 千葉県：勝浦市、岬町、大原町、御宿町、夷隅町、大多喜町
 ④⑤ 岩手県：盛岡市、矢巾町、滝沢村
 ④⑥ 福井県：武生市、鯖江市
 47 山梨県：明野村、韮崎市
 48 山梨県：敷島町、甲府市
 49 山梨県：芦川村、春日居町、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村
 ⑤① 山梨県：都留市、秋山村、道志村、西桂町
 51 熊本県：大津町、旭志村
 52 熊本県：旭志村、菊池市、七城町、泗水町
 53 熊本県：城南町、熊本市
 54 熊本県：泗水町、大津町、菊陽町、合志町、西合志町
 ⑤⑤ 福岡県：大川市、柳川市
 56 福岡県：芦屋町、岡垣町、遠賀町、水巻町
 57 福岡県：岡垣町、遠賀町、水巻町
 58 佐賀県：鳥栖市、北茂安町、中原町、三根町
 ⑤⑨ 福井県：三国町、芦原町、金津町
 60 福井県：河野村、武生市
 61 愛知県：赤羽根町、田原町
 62 大阪府：大阪狭山市、堺市
 ⑥③ 奈良県：平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、王寺町、川合町、上牧町
 64 長崎県：三和町、長崎市
 ⑥⑤ 長崎県：三和町、野母崎町
 66 熊本県：合志町、大津町、菊陽町、泗水町、西合志町
 67 熊本県：南関町、三加和町
 68 熊本県：津奈木町、水俣市
 69 熊本県：西原町、大津町
 70 山梨県：田富町、昭和町、玉穂町
 71 島根県：東出雲町、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八束町、八雲村、玉湯町、宍道町
 72 石川県：野々市町、金沢市

※下線は住民発議成立市町村又は署名収集等実施中の市町村

※丸囲み数字の地域は、市町村合併特例法第4条の2による手続を採った地域

市町村合併のメリット

1 住民の利便性の向上

- 利用可能な窓口の増加により、住民票の発行などの窓口サービスが、住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能になる。
- 旧市町村界を越えた見直しにより生活の実態に即した小中学校学区が設定できる。
- 利用が制限されていた他の市町村の公共施設（図書館、スポーツ施設、保健福祉センター等）が利用しやすくなる。
 - ・ 勤務地等に近い保育所に子供を預けられるようになった。

2 サービスの高度化・多様化

- 小規模市町村では設置困難な女性政策や都市計画、国際化、情報化等の専任の組織・職員を置くことができ、より多様な個性ある行政施策の展開が可能になる。
- 従来、採用が困難又は十分に確保できなかった専門職（社会福祉士、保健婦、理学療法士、土木技師、建築技師等）の採用・増強を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能になる。
- 一般的に、合併の際、福祉サービスなどのサービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整される。
 - ・ 旧A村地区で、緊急通報システムの導入や生活資金貸付事業等を新たに実施。また、水道料金は1300円から690円に、旧B市地区は不変。
 - ・ 旧3市町村で、サービスの水準は最も高い水準に、公共料金等は最も低い水準に設定。
- 行財政基盤の強化による行政サービスの充実や安定が図られる。
 - ・ 救急車を配備した消防の出張所が設置され、救急車の到着時間が20分から5分に短縮。
 - ・ 全地区で夜間休日診療が可能に。
 - ・ 介護保険の安定的運営が期待される。
 - ・ 道路などの基盤整備や集会施設等の住民施設の整備等の遅れた地域において、合併後急速な整備が可能になる。
- 公共的団体の統合や新設が図られ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能になる。
 - ・ 社会福祉協議会の統合、シルバー人材センターの設置により高齢者へのサービスが充実。

- ・ 観光協会、商工会等の規模拡大により、大規模で広域的なイベントが実施可能に。

- 職員の競争が促され、多くの職員から有能な役職員を登用できるとともに、研修の円滑な実施が可能となり、職員がレベルアップして、行政レベルも向上する。

3 重点的な投資による基盤整備の推進

- 重点的な投資が可能となり、地域の中核となるグレードの高い施設の整備や大規模な投資を必要とするプロジェクトの実施が可能になる。

- ・ 都市周辺部における下水道整備が進展。
- ・ 女性政策の中核施設である「働く婦人の家」の建設。
- ・ 旧A村における財政投資が合併前の2.5倍に拡大。
- ・ 地域の中核的文化センターなどのシンボル施設の建設、鉄道の立体交差事業の実施なども可能に。

4 広域的視点に立ったまちづくりと施策展開

- 広域的視点に立って、道路や公共施設の整備、土地利用、地域の個性を活かしたゾーニングなど、まちづくりをより効果的に実施することができる。

- 幹線道路以外の道路の連結が旧市町村界を越えてよくなり、渋滞に巻き込まれずに移動できる。また、隣接する市町村で異なっていた道路の幅や整備状況が改善される。
- 手狭な市街地中心部の学校や文化施設を、合併した周辺部のゆとりある地域に移転し、周辺部の活性化を図ることができる。
- より広い観点から土地利用を検討・調整し、市町村内で、住居ゾーン、商業賑わいゾーン、工業ゾーン、健康・福祉・文化ゾーン、自然ふれあいゾーンなどがある程度のスケールをもって設定し、魅力あふれるまちづくりができる。
 - ・ 旧A村地区において良好な住宅地としてニュータウンを建設。駅周辺地区の開発も軌道に。
 - ・ 旧C町地区に、工業団地、リサーチパーク等新たな産業拠点開発を実施。
 - ・ 旧市町村界にとらわれない土地利用構想を立て、県に働きかけ。
 - ・ 山地、緑地の多い旧D町区域の特性を生かしながら、都市部との機能分担を図り、バランスのとれた都市経営を推進。

- 環境問題や水資源問題、観光振興など、広域的な調整、取組等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

- ・ 工場からの排煙規制、排出規制を広域的に実施でき、空気や水の浄化を進めることができた。
- ・ 水資源の豊富な市町村との合併により、飲料水や農業用水等の水不足が解消される。
- ・ ゴミ処理施設の建設等に係る調整がよりスムーズになる。また、処理トン数の拡大や統一的な分別ゴミ収集により、有効なダイオキシン対策を実施できる。

- ・ 市中心部の名勝と山麓部の温泉を集客拠点施設として連携させ、観光客、宿泊客の確保に効果。

5 行財政の効率化

- 総務、企画等の管理部門の効率化が図られ、相対的にサービス提供や事業実施を直接担当する部門等を手厚くするとともに、職員数を全体的に少なくすることができる。

- 三役や議員、各市町村に置くこととされている委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少し、その分経費も節減される。

- 広域的観点からスポーツ施設、文化施設等などの公共施設が効率的に配置され、狭い地域で類似施設の重複がなくなる。

- ・ 合併前の3市町村がそれぞれ野球場の整備計画を有し、2つが完成していたが、合併後3つ目の整備はとりやめた。

6 地域のイメージアップと総合的な活力の強化

- より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や「格」の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。

○ 企業進出

- ・ 合併年度と6年後を比較すると、旧町村単位のどの地区も、法人の増加率が県全体の増加率を上回った。
- ・ 旧A村地区の法人の増加率は、旧B市地区を上回り、県内平均も上回った。また、従前にはなかった大資本の法人の進出も見られた。

○ 重要プロジェクトの誘致

- ・ 県下第2の都市となり、県庁所在地以外では初めてインターハイの主会場になった。
- ・ ワールドカップ開催の会場となることに成功。
- ・ 人口等も成長し、重要プロジェクト（テクノポリス、テレトピア等）の指定を次々に受けることができた。
- ・ 大学、新幹線駅等の誘致を行いやすくなる。

- 政令指定都市や中核市の指定を受け、より総合的な行政を展開できる。

- 地域の総合力が向上し、全体的な成長力や苦境を乗り越える力が強くなる。

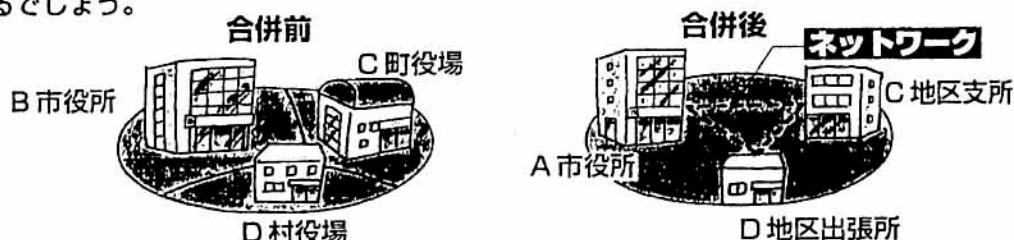
- ・ 炭坑閉山や北洋漁業協定による漁業不況に総合的に対応することができた。
- ・ 人口増加率が増加し県内1位。工業出荷額の伸び、農業粗生産額の伸びも県内1位を順調に維持

市町村が合併して 大きくなることで 問題はないの？



役場が遠くなって、今までより不便になりませんか？

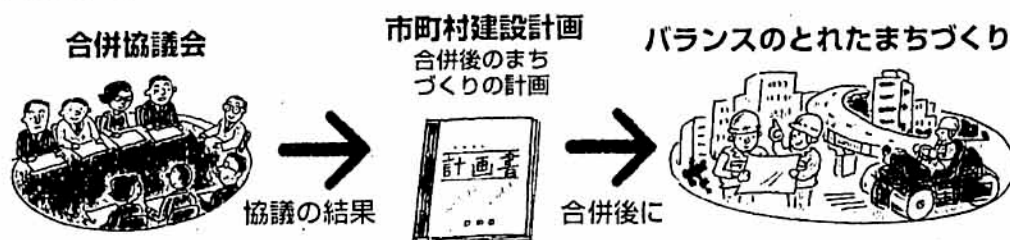
合併後も、それまでの市役所や町村役場は、新市町村の支所や出張所として通常使われて、住民票の写しや印鑑証明の交付といった窓口サービスは今までと変わりなく受けられます。また、情報技術を積極的に活用することによって、近い将来いろいろな場所からオンラインで申請や証明などが行えるようになれば、地理的な距離は問題にならなくなるでしょう。



中心部だけがよくなって、周辺部はさびれませんか？

合併前に、地域の住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（市町村建設計画といいます）をつくることができます。

また、合併後は、旧市町村の区域ごとにつくることができる地域審議会という組織で、新市町村が地域間のバランスをとって事業の実施をしているかどうかをチェックすることができます。



住民の声が届きににくくなって、サービスのきめ細やかさが失われませんか？

たしかに議員1人あたりの住民の数は増えるので、議会を通じた間接民主制を補完していく仕組みは合併前以上に求められるでしょう。住民のみなさんの声を直接聴いて、きちんと反映させるような仕組みをもっと増やしていくことによって、きめ細やかなサービスを提供することができるようになります。

地域ごとの公聴会、行政モニター、アンケートといった従来からある手法だけでなく、インターネットを活用した意見募集なども有効な方法でしょう。また、住民のみなさんに対して直接サービスを提供する職員については、配置転換などにおいて配慮することによって、きめ細かなサービスを維持することができるでしょう。

各地域の歴史、文化、伝統などが失われていきませんか？

合併前の地域においてそれぞれ育まれてきた歴史、文化、伝統などについては、旧市町村の名称を市町村内の町・字名や学校などの公共施設の名称などとして残したり、合併を機に地域の史料館などを整備したりして、新市町村の貴重な財産として守っていくべきものです。住民のみなさんも地域の歴史や文化を見直すチャンスではないでしょうか。

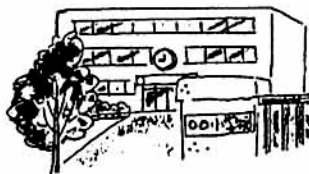
地域の歴史を残す史料館



地域の祭り



旧市町村名の学校

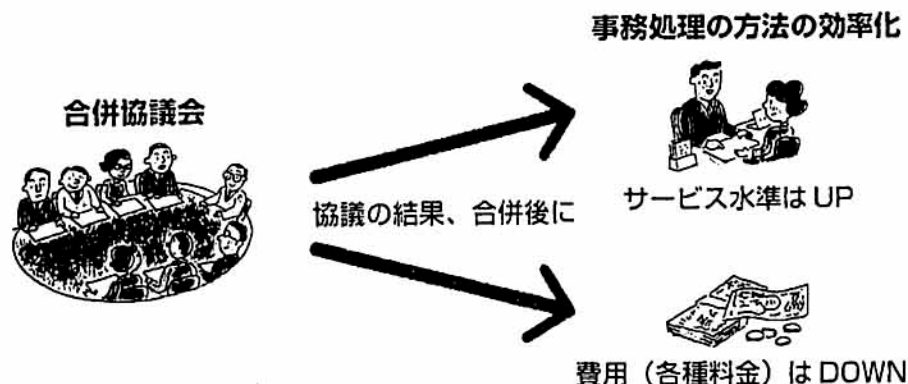


財政状況に差がある市町村の合併は、財政状況の良い市町村に不利になりませんか？

たしかに財政状況に差がある市町村の合併については、このような不満の声も聞こえます。しかし、住民のみなさんの立場からすれば、通勤地・通学地などを含めた生活圏の一体的な発展が図られることの方が望ましいとも言えるのではないのでしょうか。

福祉などのサービス水準が低下したり、水道料金などが高くなるということはありませんか？

合併前の市町村間で住民サービスの水準が異なったり、使用料や手数料が異なることは多いのですが、合併してこれらの平準化がなされる場合には、一般的には、事務処理の方法の効率化によってサービス水準は高い方に、負担は低い方に調整されることが多いと言われています。これらは、合併前の市町村間で話し合って決められます。



「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」による 「みんなの市町村合併メールマガジン」の開始

2002年1月31日

21世紀の市町村合併を考える国民協議会

市町村合併の動きは全国で展開されているが、自分の地域以外の動向については情報が著しく不足しており、地域によっては気運の醸成がみられないまま推移し、結果として都道府県によりその進捗状況、住民の意識に大きな差が出つつある。

こうした状況を受けて、「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」では、2月4日（月）より、「みんなの市町村合併メールマガジン」の発行を開始することとする。

本事業については、国民が誰でも会員登録でき、会員には毎週メールマガジンを発行して各地の市町村合併の最新の動向を情報提供するほか、ホームページ上で国民からの市町村合併に関するさまざまな相談や意見・質問に対応する予定である。これにより、上記の弊害を除去し、住民の意識の高揚による均衡ある市町村の再編に資するものとする。

1. 開始時期 2002年2月4日（月）
2. 会員登録 1月31日（木）より開始(無料)。当面10万人の会員数を目指す
3. メールマガジンの発行 「みんなの市町村合併メールマガジン」を毎週発行。
本メールマガジンでは、直近1週間の全国各地の市町村合併の進展状況のポイント等をわかりやすく解説
4. 記事データベースへのリンク 市町村合併関連記事を国民が都道府県ごとに検索できる全国地方新聞社連合会市町村合併関連記事データベースにリンク
5. 国民からの相談・意見・質問への対応 「国民の声」コーナーをホームページ上に設け、国民からの相談・意見・質問に対応

「21世紀の市町村合併を考える国民協議会」ホームページ
<http://www.gapei.com/>